

文教・警察常任委員会資料
平成27年(2015年)10月6日(火)
教育委員会事務局教育総務課

平成27年度「滋賀県教育委員会事務の 点検・評価」に関する報告書

(平成26年度実績)

平成27年9月

滋賀県教育委員会

目 次

平成27年度「滋賀県教育委員会事務の点検・評価」の概要について	1
1 滋賀県教育委員会の委員の活動状況	3
2 第2期滋賀県教育振興基本計画の主要事業実績・成果	7
3 第2期滋賀県教育振興基本計画の成果指標・事業目標の進捗状況	48

平成 27 年度「滋賀県教育委員会事務の点検・評価」の概要について

1 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされています。また、この点検及び評価にあたっては、学識経験者の知見の活用を図ることとされています。

この報告書は、同法の規定に基づき、滋賀県教育委員会が行った点検・評価の結果をまとめたものです。

なお、「第 2 期滋賀県教育振興基本計画」第 5 章の 3 に規定する、施策の実施状況、成果指標・事業目標の達成状況、施策の効果等についての点検・評価も兼ねています。

2 実施方針

基本計画に基づく主要施策の点検・評価について

- ・ 点検・評価は、基本計画に基づく主要事業について、事業ごとに事業実績を取りまとめ、施策の柱に沿って取組の成果・課題ならびに今後の方向性を示していく。
- ・ また、26 項目の成果指標・事業指標についても実績および達成状況の把握を行う。

3 学識経験者の知見の活用

点検・評価の客観性・公平性を高めるため、教育に関し学識経験を有する方 4 名により組織する「滋賀県教育委員会事務の点検・評価懇話会」において、意見・助言を聴取する。

(50 音順、敬称略)

氏 名	役 職 等
上杉 孝實	京都大学 名誉教授
澤 博史	滋賀県公立高等学校 P T A 連合会 副会長
中邨 哲也	滋賀県小学校長会 副会長
森本 明	栗東市教育委員会 教育長

報告書全体に対する学識経験者の意見等

- ・ 第2期滋賀県教育振興基本計画に沿って、努力が払われている。さらに、学校教育と社会教育の連携、教職員の確保、教育予算の増額に努めてほしい。
- ・ 「施策の取組・実績」で、実績として挙げられている施策の取組について、客観的な数値指標だけに頼るのではなく、その成果がより明確となる指標を用いるほうがよい。
- ・ 第2期滋賀県教育振興基本計画における基本目標達成のための3つの柱とその施策におけるきめ細やかな事業内容はよく考えられていると感じる。立案された長期計画は時には社会情勢などの変化に伴い計画を変更する事態も発生すると考えるので、そうした際には臨機応変に迅速に対応し、計画変更の実施も検討されたい。

1 滋賀県教育委員会の委員の活動状況

滋賀県教育委員会委員の任期等について(平成26年度)

職名	氏名	任期	委員就任年月日	備考
委員長	藤田 義嗣	H25.10.14~H29.10.13	H25.10.14(1期)	
委員 (委員長職務代理者)	土井 真一	H25.4.1~H29.3.31	H25.4.1(1期)	
委員	河上ひとみ	H24.4.1~H28.3.31	H24.4.1(1期)	
委員	佐藤 祐子	H24.4.1~H28.3.31	H24.4.1(1期)	
委員	宇野 正章	H25.4.1~H29.3.31	H25.4.1(1期)	
教育長	河原 恵	H24.4.1~H28.3.31	H24.4.1(1期)	

2 教育委員会の開催状況

(1) 教育委員会の開催

定例会 12回
臨時会 4回
延べ 16回

(2) 審議件数

審議件数 132件

(議決案件96件、報告案件34件、その他(委員人事等)2件)

(3) 定例会の概要

	日付	議事等
1	平成26年4月9日(水)	議案：平成26年度教科用図書選定審議会に対する諮問について等2件 報告事項：滋賀県社会教育委員会議答申について等3件
2	平成26年5月7日(水)	議案：平成27年度に小学校において使用する教科用図書の採択の適正を図るため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第9条に定める採択基準と選定に必要な資料について等7件 報告事項：平成27年度(2015年度)滋賀県公立学校教員採用試験実施要項(概要)等6件
3	平成26年6月20日(金)	議案：平成27年度滋賀県立中学校入学者選抜要項について等8件 報告事項：第20期第2回スポーツ推進審議会の審議結果について等2件

	日 付	議 事 等
4	平成26年7月9日(水)	報告事項：平成26年3月高等学校卒業者の就職決定状況について等3件
5	平成26年8月27日(水)	議 案：滋賀県立学校いじめ問題調査委員会に対する諮問について等7件 報告事項：「第3次子ども読書活動推進計画」の策定について等3件
6	平成26年9月10日(水)	議 案：平成27年度滋賀県立特別支援学校幼稚部および高等部入学者選考要項について等7件 報告事項：「関西ワールドマスタースゲームズ2021」について1件 そ の 他：滋賀県教育委員会委員長の選挙について等2件
7	平成26年10月22日(水)	議 案：滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会委員の任命について等3件 報告事項：滋賀県基本構想原案について等5件
8	平成26年11月5日(水)	議 案：滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の一部改正について等5件
9	平成26年12月19日(金)	議 案：第3次子ども読書活動推進計画の策定について等4件 報告事項：国の文化審議会の答申について1件
10	平成27年1月21日(水)	議 案：地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案に関する意見について等7件 報告事項：国の文化審議会の答申について1件
11	平成27年2月4日(水)	議 案：平成27年度滋賀県一般会計予算案のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について等5件 報告事項：滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会について等3件
12	平成27年3月24日(火)	議 案：「学ぶ力向上 滋賀プラン」の策定について等23件 報告事項：国の文化審議会の答申について等2件

(4) 臨時会の概要

	日 付	議 事 等
1	平成26年5月23日(金)	議 案：公立中学校教頭の懲戒処分について等2件
2	平成26年8月21日(木)	議 案：滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の一部改正について等4件
3	平成26年11月27日(木)	議 案：滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見について等6件
4	平成27年3月20日(金)	議 案：県立学校ならびに小学校および中学校の校長、副校長および教頭の任免について等6件 報告事項：就学指導の基準について等3件

3 活動状況

(1) ふれあい教育対談（7箇所）

回	日 付	訪問先	テーマ
1	平成26年8月29日(金)	滋賀県立 大津高等学校	「SMILEで輝く未来へ ～創造の翼を広げた大津高校の 部活動～」
2	平成26年10月15日(水)	近江八幡市立 八幡中学校	「八幡中学校学校支援地域本部 の実践紹介～地域とのふれあい の中で、つながり方を学ぶ～」
3	平成26年11月26日(水)	米原市立 河南中学校	「学力向上アプローチ事業の取 り組み（その成果と課題）」
4	平成27年1月13日(火)	甲賀市立 希望ヶ丘小学校	「『きぼ小クラス会議』をベー スに学び合う力の育成を目指し て」
5	平成27年1月23日(金)	滋賀県立 石部高等学校 三雲養護学校 石部分教室	「学び合い支え合い『共に育つ』 石部高校 キャリア教育の推 進」
6	平成27年2月6日(金)	滋賀県立 長浜北星高等学校	「自分で拓こう 自分の道 自 分の夢」
7	平成27年2月13日(金)	守山市立 小津小学校	「進んで運動する子の育成～体 育授業づくりとランランタイム (10分間運動)～」

(2) 研修・会議等

	日 時	会議名	開催場所
1	平成26年4月4日(金)	市町教育委員会委員研修会・教育行政重点施策説明会	県庁新館7階大会議室
2	平成26年4月30日(水)	知事との意見交換会	滋賀県公館
3	平成26年6月30日(月)	町村教育委員会連絡協議会総会	ピアザ淡海
4	平成26年7月17日(木) ～18日(金)	全国都道府県教育委員会連合会総会	福岡県
5	平成26年8月3日(日)	滋賀の管理職塾	ライズヴィル都賀山
6	平成26年9月12日(金)	知事との意見交換会	滋賀県公館
7	平成26年10月25日(土)	第58回滋賀県人権教育研究大会	県立文化産業交流会館
8	平成26年10月30日(木)	近畿2府4県教育委員協議会	和歌山県
9	平成26年11月3日(月)	全国高等学校総合文化祭「2015 滋賀びわこ総文」プレ大会	びわ湖ホール
10	平成26年11月22日(土)	「滋賀 教育の日2014」フォーラム	県庁新館7階大会議室
11	平成26年12月10日(水)	知事との意見交換会	滋賀県公館
12	平成26年12月25日(木)	ハイスクールカンファレンスしが	県庁新館7階大会議室
13	平成27年1月7日(水)	知事との意見交換会	知事室
14	平成27年1月26日(月)	全国都道府県教育委員会連合会総会	東京都
15	平成27年2月2日(月)	知事との意見交換会	滋賀県公館
16	平成27年3月17日(火)	知事との意見交換会	滋賀県公館

学識経験者の意見等

- ・昨年度は、知事との意見交換会もよくなされているが、さらに教育委員の自由な意見交換、社会教育委員などとの懇談なども多くなされることを期待したい。
- ・教育委員の方々には、時間制約のある中、これからも多くの教育課題について着実に審議いただくようお願いしたい。

2 第2期滋賀県教育振興基本計画の主要事業実績・成果

施策体系

基本目標

未来を拓く心豊かで
たくましい人づくり
学び合い支え合う
県民つなびの力へ

基本目標達成に向けた3つの柱と施策		成果指標・事業目標評価		
		○	△	-
柱1 子どものたくましく生きる力を育む		7	7	0
1	「確かな学力」を育む (1) 子どもに「確かな学力」を身に付けさせるための授業改善の推進 (2) 社会全体の変化に対応して新たな価値を主導・創造する教育の推進	1	3	0
2	「豊かな心」を育む (1) 社会性や思いやりの心の育成 (2) 人と人との絆を深める豊かな人間関係の育成 (3) 互いの人権を尊重する心や態度の育成	1	2	0
3	「健やかな体」を育む (1) 体力向上と健康の保持増進 (2) 健全な心身を育む食育の推進と生活習慣の向上	2	1	0
4	「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む (1) 地域資源を活用した特色ある教育の推進 (2) 自然体験活動を取り入れた実践的な環境教育の推進	0	1	0
5	共生社会に向けた多様なニーズに対応する教育の推進 (1) 特別支援教育の推進 (2) 外国人児童生徒等への学習支援	2	0	0
6	多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進 (1) 社会的・職業的自立を目指すキャリア教育の推進 (2) 個々のニーズに応じた就労機会拡大に向けた取組の推進	1	0	0
柱2 子どもの育ちを支える環境をつくる		5	2	1
1	魅力と活力ある学校をつくる (1) 魅力と活力ある学校づくり (2) 信頼される学校づくり (3) 私学教育の振興 (4) 高等教育機関を生かす取組の推進 (5) 修学の経済的支援の実施	/		
2	教職員の教育力を高める (1) 子どもの力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上 (2) 優秀で意欲のある人材の確保と適切な人事管理の推進 (3) 教職員の健康管理と働きやすい職場づくりの推進	2	0	0
3	安全・安心な学校・地域をつくる (1) 全ての子どもにとって居心地のよい学校・地域づくり (2) 学校安全体制の整備の推進 (3) 子どもが自ら命を守る力を身に付ける教育の推進	1	1	1
4	子育て環境支援の充実を図る (1) 子育て、家庭教育を支える環境づくりの推進 (2) 子どもが健やかに育つ環境づくり (3) 企業・事業所等と連携した家庭教育支援活動の推進	1	0	0
5	社会全体で子どもを育てる環境をつくる (1) 地域力を学校に生かす仕組みづくり (2) 社会全体で子どもの育ちを支援する取組の推進と情報の発信	1	1	0
柱3 全ての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する		2	2	0
1	社会的課題に対応した学習の推進 (1) 環境に配慮した社会づくり (2) 人権尊重と共生の社会づくり (3) 消費者教育、交通安全教育等の充実	/		
2	健康づくりと生涯スポーツの振興 (1) 誰もが楽しめるスポーツ活動の充実 (2) スポーツ環境の整備・充実	0	1	0
3	魅力ある文化の振興と歴史文化に親しむ機会の充実 (1) 文化芸術や文化財の持つ魅力の発信 (2) 文化財の保存・継承、活用の推進	1	0	0
4	生涯学習の場の充実 (1) 社会教育体制等の整備推進 (2) 学習情報提供・学習相談の充実と地域で実践する生涯学習社会づくり (3) 読書環境の整備と読書活動の推進 (4) 学びの成果を社会に生かす仕組みづくり	1	1	0
合計		14	11	1

※○…H26年度目標達成 (H26年度目標を定めていない場合、H25年度から数値が改善している)
 △…H26年度目標未達成 (H26年度目標を定めていない場合、H25年度から数値が改善していない)
 -…実績値なし

1. 子どものたくましく生きる力を育む

1 「確かな学力」を育む①

(1)子どもに「確かな学力」を身に付けさせるための授業改善の推進

子どもの「確かな学力」を育むため、個に応じたきめ細かな学習指導を進め、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成します。

施策の取組状況

●成果指標等		H26実績	H26目標	評価
1	教員が授業中の働きかけや子どもの学習活動を分析し、相互に研修する回数（授業研究を伴う校内研修を年間11回以上実施している学校の割合）	小学校 24.0% 中学校 14.6%	小学校 80% 中学校 80%	△
2	「国語の授業の内容がよく分かる」と回答した児童生徒の割合	小学校 30.4% 中学校 17.5% 【H25実績】 小学生 30.7% 中学生 18.6%	【H30目標】 小学生 40% 中学生 30%	△
3	放課後を利用した補充的な学習サポートを実施する小学校の割合（週1回以上実施している学校の割合）	27.3%	18%	○
4	不読者（月に1冊も本を読まない児童生徒）率	小学生 2.4% 中学生 13.9% 高校生 44.5%	小学生 3.2% 中学生 14.0% 高校生 38.0%	△

●施策の主な取組・実績

事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	

○子どもに「確かな学力」を身に付けさせるための授業改善の推進

学力向上アプローチ事業 (学校教育課)	全国学力・学習状況調査の結果を基に、付けたい力を明確にした評価問題の作成を通して、授業改善の方法を研究し、学力向上へのアプローチを図る	評価問題の作成と授業改善	小5と中2で作成、研究指定校24校	小6と中3で作成、研究指定校24校	→
子どもの学び改善プロジェクト (学校教育課)	小・中学校児童生徒の学力向上を図るため、言語活動の充実を通して基礎学力の定着に取り組む実践研究、放課後を活用した補充学習の体制づくりの支援、評価問題の活用による記述する力の育成を推進	基礎学力の定着に取り組む実践研究校数	—	小学校11校 中学校11校	H26新規
県立高等学校「21世紀型学力育成」プロジェクト (学校教育課)	受け身で知識注入型の教育から主体的共同的な学びを通じて思考力・判断力・表現力等を育成するため、評価問題の作成や、生徒の英語力およびバカロレアに関する調査・研究をとおり、学力向上に向けての授業改善を図るとともに、学力向上においてリーダーとなる教員の養成	学力向上の指定校数 コッティヤーの人数	8校 0名	12校 9名	↑
少人数学級編制・少人数指導の実施 (教職員課)	・法律により義務づけられている小1に加え、小2～小4および中1～中3（小3については複数指導との選択制、小4・中2・中3については少人数指導との選択制）における35人学級編制をすべての小・中学校で実施 ・各学校の実情に応じ、選択により小5・小6のいずれかの1学年において少人数学級編制を実施 ・各学校の実情に応じ、特定の教科で基礎的な学力の定着を図り、基礎基本を徹底するために少人数の学習集団を編成	加配の実施	少人数学級292人と県単独措置8人	少人数学級330人 県単独措置18人	↑

事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	
学びの芽生え育 み事業 (学校教育課)	幼稚園の教育課程の充実および幼稚園教育と 小学校教育の円滑な接続のための教育課程の 在り方について実践的研究の推進	実施市町 数(累計) (5年間 で全市町 実施)	17市町	19市町	↑

取組の成果と課題、今後の方向性

○子どもに「確かな学力」を身に付けさせるための授業改善の推進

・「全国学力・学習状況調査」の結果から、子どもたち一人ひとりに「確かな学力」を身に付けるためには、言語力を高めるための授業のあり方や、算数・数学の力を高めるための、具体的な指導方法の工夫改善に組織体として継続的に取り組むことが必要であること、また、子どもたちが「わかる」「できる」という感覚をもつことが大切であり、家庭学習の習慣を身に付けることや読書の習慣化など児童生徒の学習状況が改善され、意欲をもち主体的に学ぼうとする態度を身に付けなければならないことが分かった。

これらの課題解決のために、平成26年度は、「授業改善」の取組を中核として、「学力向上アプローチ事業」では、学習成果を確かめる評価問題を研究・活用し、子どもの思考力や表現力を高める授業改善を実施した。また、放課後等を利用した学習の補充をおこなう取組を推進し、学習サポートを実施する小学校の割合については、目標値を上回ることができている。あわせて、平成27年3月には、「学ぶ力向上 滋賀プラン」の策定を行い、学校・園、家庭、地域が一体となり学ぶ力の向上に推進するようにした。今後は、「学ぶ力向上 滋賀プラン」が実効性のあるものになるよう取組を進めるとともに、学校と家庭学習の関連による授業づくりを推進するなど、児童生徒の主体的な学習が進められるよう取組の充実を図る。また、そのための教員の資質向上を図る研修の充実に取り組んでいく。

・県立高等学校においては、これからの社会で必要とされる主体的共同的な学びの創出と思考力・判断力・表現力等の育成を目指して、学力向上・評価研究など生徒が主体的に取り組む授業のあり方や評価の研究を行った。また、生徒の英語力向上のため、「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能を統合した言語活動の充実を図るとともに、国際バカロレアの教育課程の研究などに取り組んだ。今後は、アクティブ・ラーニング型授業実践の取組を県内各高等学校へ広げていくとともに、小中高の系統的な英語教育を推進していく必要がある。

・少人数学級編制の対象学年の拡大や少人数指導を実施することにより、きめ細かな指導の充実が図られ、学級経営が良好に進められるようになり、学力向上や生徒指導の充実が図られた。しかしながら、小5、小6のいずれかの1学年で選択となっているため、どちらの学年も少人数学級対象学年となった場合、いずれかに決定する判断と保護者への説明が難しいといった課題も残ることとなった。今後、小・中学校すべての学年で35人学級編制が実施できる体制を整える必要がある。

学識経験者の意見等

・学力の背景に家庭の経済状況などがある。多様な児童・生徒に個別に対応するため、少人数授業の実現を図る必要がある。

・学力の向上については、授業改善と合わせて、学習習慣の定着(家庭学習)も重要なことであることから、PTAとの連携のもと、推進していくことも必要である。

・授業のあり方の省察から得られた様々な諸策は適切であり、しっかりと取り組んでいただきたい。一方で諸策を有効なものにするために、児童生徒の動機付けの部分にも策を講じる必要性を感じる。また、学力向上の為のリーダー教員の養成も進めて頂きたい。

・少人数学級編制の拡大実施は継続頂くとともに、学級編制に関わって、小4～小6において「1学級20人以上とする」という条件を改善できればと考える。

基本目標達成に向けた
教育施策の3つの柱

1. 子どものたくましく生きる力を育む

1 「確かな学力」を育む②

(2) 社会全体の変化に対応して新たな価値を主導・創造する教育の推進

子どもが社会の変化等に対応し、新しい時代を切り拓いていけるよう、英語等の外国語能力を育成する教育や国際理解教育をはじめ、コミュニケーション能力、情報活用能力、職業教育、理数教育の推進等、必要となる知識・能力の育成を図ります。

施策の取組状況

● 施策の主な取組・実績

事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	
○ 社会全体の変化に対応して新たな価値を主導・創造する教育の推進					
スーパーグローバルハイスクール事業 (学校教育課)	スーパーグローバルハイスクールを指定し、語学力とともに、幅広い教養、問題解決力等の国際的素養を身につけ、将来的に人文科学・社会科学分野で国際的に活躍できるグローバルリーダーを高等学校段階から育成	指定校数	—	1校	H26 新規
高校生海外相互派遣事業 (学校教育課)	県内の高校生(15人)とミシガン州の高校生(15人)の相互派遣を実施 (滋賀県受入6月末～7月、ミシガン州派遣8月末～9月)	派遣・受入れ人数	各15人	派遣15人 受入れ14人	→
語学指導外国青年(ALT)招致事業 (学校教育課)	外国青年を県立高等学校等に派遣し、外国語科教員の補助等の実施による英語教育の充実	招致人数	19人	18人	→
しがe-センター研修・学習支援事業 (総合教育センター)	e-Learningシステム(インターネットを介した研修システム)を活用した教員に対する研修・学習支援を推進 教育学習情報システムを活用した学習教材を提供し、教育情報を共有化	教育学習情報システムの年間アクセス数	35,347 件	42,778 件	↑
教育用コンピュータ等の整備 (学校教育課)	教育用コンピュータ、ソフトウェア等を整備	年ごとの教育用コンピュータ更新学校数	11校	12校	→
スーパーサイエンスハイスクール事業 (学校教育課)	将来の国際的な科学技術関係人材を育成するために、先進的な理数系教育を実施する高等学校等を指定して支援を実施	SSH指定校数	3校	3校	→

取組の成果と課題、今後の方向性

○社会全体の変化に対応して新たな価値を主導・創造する教育の推進

・グローバル化が加速する現代において、豊かな言語力・コミュニケーション能力、主体性・積極性等を身に付けた国際的に活躍できるグローバル人材の育成が必要で、スーパーグローバルハイスクールにより、グローバルリーダーの高校段階からの育成を目指し、グローバルな社会問題について、英語による課題研究等の取組を行った。また、語学指導等を行う外国青年（ALT）招致事業、高校生海外相互派遣事業により、生徒の英語力と学習意欲が向上し、国際理解が深まった。

今後も、広い視野をもって、異なる国や文化の人々と協力していくための資質を養うとともに、国際社会において主体的に行動するための基礎となる態度や能力の育成と、成果の普及に努める必要がある。

・国内外の課題解決に貢献する成長産業など、本県の経済を牽引する産業の振興を図るため、新たな価値を創造するイノベーションの創出を実現する人材の育成を図る必要がある。こうした中、上述のグローバル化に対応した教育環境づくりのほか、教育用コンピュータの配置により、進展著しい情報化社会において、必要とされる技能や態度を育成することができる教育環境の整備を、スーパーサイエンスハイスクールにより、先進的な科学技術・理数教育に係る課題研究等の取組を行い、科学技術系人材の育成を図った。

学識経験者の意見等

・グローバルな社会に創造的に生きるためには、人文・社会・自然のすべてにわたって、科学的教養が必要であり、国語能力も向上させることが課題である。

・2020年度から順次全面実施される新教育課程に対応する、外国語活動や理数教育、特別の教科道徳に関する研修などの施策を、進行管理する取組の中に入れられればと考える。

・ポスターレス社会のコミュニケーションツールとしての英語は当然必要として強化を図っていただきたい。そのため、県内企業のサポートを受けて、海外相互派遣事業、ALT招致事業を実施するなどの検討ができないかと考える。

・日本への期待はイノベーション、インキュベーションであると考えており、そのためのスーパーサイエンスハイスクールへの取組継続強化はお願いしたい。

基本目標達成に向けた
教育施策の3つの柱

1. 子どものたくましく生きる力を育む

2 「豊かな心」を育む

(1) 社会性や思いやりの心の育成

子どもの豊かな情操や規範意識、自尊感情、社会性、人を思いやる心などを育むため、道徳教育や体験活動等の推進を図ります。

(2) 人と人との絆を深める豊かな人間関係の育成

子どもが豊かな人間関係をつくることのできるよう、子ども一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて自己肯定感を感じさせるとともに、相手の気持ちを理解できる心の育成を図ります。また、児童生徒の自発的、自治的な活動を進めるとともに、全ての子どもにとって居心地のよい学級・学校づくりを推進します。

(3) 互いの人権を尊重する心や態度の育成

子どもが人権の意義や人権問題について正しく理解するとともに、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な行動を身に付けられるよう人権教育を推進します。

施策の取組状況

●成果指標等		H26実績	H26目標	評価
5	「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	小学生 77.3% 中学生 64.1% 【H25実績】 小学校 76.9% 中学校 64.1%	【H30目標】 小学生 83% 中学生 70%	△
6	人権教育において「参加・協力・体験」的な学習を行っている学校の割合	99.2% 【H25実績】 96.2%	【H30目標】 100%	○
7	主体的に文化芸術活動に取り組む高校生の割合	文化部加入率 26.3%	文化部加入率 26.4%	△

●施策の主な取組・実績

事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	

○社会性や思いやりの心の育成

しが道徳教育推進事業 (学校教育課)	本県の創意あふれる道徳教育を推進するため、県内に研究指定校を設けて実践的な研究に取り組み、研究成果を普及するとともに、道徳教育リーダーの研修会や「道徳の時間ガイド」の作成を行い、教員の指導力向上を図る。	・リーダー研修会の実施 ・「道徳の時間ガイド」配付	-	研修の実施、ガイドの配布	H26 新規
地域教育力活性化推進事業 (生涯学習課)	・通学合宿の取組など体験活動の充実等について協議する実践交流会を開催(1回) ・各種体験活動の情報収集、提供等を実施	しが子ども体験活動実践交流会参加者数	84人	92人	↑

○人と人との絆を深める豊かな人間関係の育成

自然体験活動指導者養成事業 (生涯学習課)	教員や体験活動指導者を対象にした「心の冒険」プログラム(SMAP)の研修を行い、人間関係づくりを効果的に支援できる指導者を養成	講座参加者数	62人	60人	→
次世代文化芸術推進事業 (文化振興課)	学校等と文化施設・芸術家等との連携による文化・芸術体験の推進およびびわ湖ホールでの小学生向け舞台芸術公演の開催	「ホールの子事業」の参加校・児童数	6公演 58校 5,181人	8公演 89校 6,755人	↑

○互いの人権を尊重する心や態度の育成

人権教育パワーアップ事業 (人権教育課)	・人権教育リーダー養成講座の開催(2講座) ・学校における人権教育推進の若手および中堅リーダーを育成するため、基礎講座と実践講座を開催(各3日間)	受講修了した教員の数	基礎講座 120人 実践講座 123人	基礎講座 132人 実践講座 129人	→
-------------------------	--	------------	------------------------------	------------------------------	---

事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	
子ども輝き人権教育推進事業 (人権教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育上の課題が重なって現れ、特に配慮が必要と認められる中学校区における子どもの人権が大切にされる環境づくりを推進(市町への委託24学区) ・推進交流会を開催(3回) ・ブロック別交流研究会を開催(6ブロック) ・事業推進のための学区訪問(24学区) 	推進学区数 ブロック別交流研究会参加 率	24中学校区	24中学校区	→

取組の成果と課題、今後の方向性

○社会性や思いやりの心の育成

・平成19年度に策定された「心の学び舎」推進プランにより、県全体の道徳教育の取組向上に取り組んできたが、地域ぐるみの道徳については各校でやや温度差があり、地域の実態に応じた道徳教育を推進していくことが必要である。また、道徳の時間において、児童生徒の道徳的実践力の育成に課題がみられる。今後、生命の大切さや思いやりの心を育むため、児童生徒の多様な実態や発達の段階に即した柔軟な指導方法について研究を進めることが求められる。また、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れるとともに、多様な実践活動や体験活動を生かすなど指導方法を工夫していく必要がある。

・子どもたちが地域の人々の協力を得て、公民館や自治会館で一定期間生活を共にし、炊事や洗濯等の日常生活の基本を協力して行い、学校に通う体験活動を推進した。平成26年度は県内13市町60か所で実施し、子どもたちの自主性・生活力・協調性を高めるとともに、地域の多くの人との「つながり」が生まれ、顔と名前が一致する地域づくりにつながっている。今後は、教育委員会経由での広報・周知以外にも、市町の自治振興課やまちづくり協議会への啓発・説明にも努め、まちづくりを進める地域の自治会単位でも丁寧に周知していく必要がある。防災キャンプ事業の推進とともに、防災教育の要素を取り入れた「通学合宿」を市町に提案する等、新しい取組についても工夫を行う必要がある。

○人と人との絆を深める豊かな人間関係の育成

・総合教育センターで行われる、小・中学校初任者研修や学校等への出前講座等で積極的な啓発を行い、事業も会場を2か所に分けて行うなど参加しやすい体制づくりを行った。本研修会の受講者からは「学校教育に活かせる。」「子どもたちのやる気を引き出せる。」など、学校教育における集団づくりへの活用を前向きに考えたいという感想が多く寄せられている。今後も、専門的な指導技術をもった職員を引き続き荒神山自然の家へ派遣するとともに、指導者養成を図っていく必要がある。

・次世代文化芸術推進事業については、毎年2公演ずつの公演数の拡大や交通費の助成を行うことにより、参加校は年々増えている。さらに未参加校の参加を促すため、平成26年度も公演数を増やし参加の機会を増やすことで、8公演で89校、6,755人の子どもたちがびわ湖ホールでの音楽公演を体験した。子どもたちの舞台芸術への関心を高め、感性を育む良い機会となっており、参加校のリピート率は86%と高いが、遠方の学校などは参加率が低い状況にある。事業に参加しやすい環境の整備に努め、より多くの子どもたちに本物の舞台芸術に直接触れる機会を提供していく必要がある。

○互いの人権を尊重する心や態度の育成

・いじめや不登校といった課題を解決する上で、子どもが安心して学習し自己実現を図ることができる、一人ひとりの人権が大切にされた学校・園づくりが重要である。教職員の世代交代が大きく進みつつある状況において、人権教育のこれまでの成果を次世代にいかに関承し、教職員の資質向上にどうつなげるかが、大きな課題となっている。平成26年度は、人権教育リーダー養成講座を開催し、人権教育の牽引役となる若手および中堅リーダーの養成を図り、今後、県内すべての公立学校について受講を終了させる見通しであり、事業成果を総括し、本事業の在り方を決定する必要がある。

・教育上の課題が重なって現れ、子どもの自己実現が困難な状況にある学区がみられる。このような学区においては、学校・園・所・関係機関・家庭・地域社会が一体となった取組が必要であり、県内24学区を推進学区に指定し取組を進めるとともに、その成果を県内全域に発信した。その結果、推進学区では校区内の各校種と関係機関が連携した組織が構築され、幅広いつながりの中で課題解決に迫る取組を進めることが可能となった。また、ブロック別交流研究会の実施により、推進学区の取組を県内の各学校に広げることができた。今後、この成果を活かした新たな事業を構築する必要がある。

学識経験者の意見等

・人権教育を通じて、なかまづくりを進めることが必要であり、その観点での教員研修が重要である。

・心の問題については、身近にいる保護者を含めた大人の影響が大きく、学校教育は勿論のこと、家庭や地域を巻き込んだ取り組みが必要である。

・「びわこ総文」もきっかけの一つとするなど、自他共に尊重し合える文化芸術推進事業の拡大が重要である。

1. 子どものたくましく生きる力を育む

3 「健やかな体」を育む

(1) 体力向上と健康の保持増進

心身の健全な発達を促すため、学校体育の充実を図り、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育てるとともに、体力の向上と健康の保持増進の基礎となる力を培います。
また、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会といった全国規模の大会が県内で開催されることを見据え、健やかな体の育成に一層取り組みます。

(2) 健全な心身を育む食育の推進と生活習慣の向上

食育や、生活習慣の改善・向上について、学校、家庭および地域が連携・協力しながら各課題の解決ができるよう、支援体制の充実を図ります。

施策の取組状況

●成果指標等		H26実績	H26目標	評価
8	小学校10分間運動の実践校数	18校	19校	△
9	子ども体力向上授業実践交流に参加する小学校教員数	279人	230人	○
10	中・高等学校教員の運動部活動指導者研修会受講者数	680人 (H25年度からの累計)	600人 (H25年度からの累計)	○

●施策の主な取組・実績

事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	

○体力向上と健康の保持増進

子どもの体力向上に向けた実践的取組事業 (スポーツ健康課)	小学生の体力向上に向けて、各市町に拠点となる小学校を設定し、先進県での取組を参考に10分間運動の導入等、実践的な取組を実施	拠点校数	-	18校	H26新規事業
学校体育指導事業 (スポーツ健康課)	・体力・運動能力調査結果に対する段階別認定証（または記録証）を県内小・中学生へ配布 ①子供の体力向上指導者養成研修（県内研修）の実施 ②学校体育実技（武道）講習会を開催 ③学校体育研究発表大会を開催 ④子どもの体力向上支援講習会を開催	参加者数	①195人 ② 54人 ③193人 ④602人	①169人 ② 42人 ③178人 ④608人	→
運動部活動指導者スキルアップ事業 (スポーツ健康課)	運動部活動を指導している教員を対象に生徒との関わり方や部活動指導と管理運営等の研修を実施	参加者数	345人	335人 (累計680人)	→
学校保健課題解決支援事業 (スポーツ健康課)	児童生徒のメンタルヘルス等の現代的な健康課題に対し、学校が家庭や地域の関係機関と連携して取り組むための支援を実施	参加者数	297人	463人	↑

事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	
○健全な心身を育む食育の推進と生活習慣の向上					
湖っ子食育推進事業 (スポーツ健康課)	望ましい食習慣の形成と食に関する理解促進を図るため、学校給食の充実および食育の推進	指導研修会参加者数 湖っ子食育大賞応募校	134人 23校園	110人 16校園	↓

取組の成果と課題、今後の方向性

○体力向上と健康の保持増進

・体力向上では、「全国体力・運動能力調査、運動習慣等調査」の体力合計点は、過去5年間で女子は最高値を示しているものの小学生は全国平均には達していない。特に平日の運動時間が男女とも約10分間少ないことが要因として考えられる。以前より実施している、小学生1日30分運動や全学年対象の体力テストなど「子どもを運動好きにするための6つの取組」に加えて、各市町に拠点校を設け、先進県の事例を参考に子どもたちが運動に興味・関心を持てるよう、専門家の助言も得て児童の運動習慣の確立のために「10分間運動」を実践した。また、体力向上支援講習会等を開催し教員の指導力向上に努めた。拠点校18校においては、運動時間を確保する中で、子どもたちが、様々な運動に楽しく取り組み運動の習慣化が図れた。今後、「10分間運動」を全小学校で実施できるよう、拠点校の取組を実践事例集としてまとめ、全小学校に配付して実施校の拡充に努め、子どもたちの運動習慣の確立を図る。

また、運動部活動を推進するため、指導者のスキルアップ研修を実施するとともに、体罰事案の発生等を踏まえ、平成25年度から体罰防止研修会を年2回開催するなど指導者の資質向上に努めている。今後も研修内容を充実させ、適切な運営と指導ができるよう取組を継続させる。

・健康の保持増進では、市町が実施する課題解決に向けた研修会の開催が増え、県事業の活用数が低下していることから、課題に応じた健康教育を実施するため県主催の研修会の内容の充実を図った。平成26年度からは、学校保健課題解決事業において「メンタルヘルスシンポジウム」を開催し、参加者が175名と大幅に増加した。今後も引き続き、「メンタルヘルスシンポジウム」を開催し、実践発表、医師、臨床心理士による助言をふまえ各校の校内体制の確立を目指す。

○健全な心身を育む食育の推進と生活習慣の向上

・食育は、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させることで、健全な食生活を実践できるよう育成する必要があることから、学校等における食育の一層の推進を図っている。平成26年度は、栄養教諭が新たに4名配置され全員で43名となった。また、湖っ子食育推進支援事業は、4校での具体的な取組により、朝食摂取状況や学校給食に地場産物を活用する割合が、少しずつ上昇してきた。平成26年度から28年度までの3年間において「朝食摂取アップ」の取組を重点的にを行い、小学校では93%、中学校では90%まで増加させることを目標とし、「毎日必ず朝食を摂る」よう児童生徒の望ましい食習慣の確立に取り組む必要がある。今後も、食に関する指導の充実を図るため、研修会で先進的な取組を行っている学校からの取組事例の発表や、食育の授業等に活用できる「朝食摂取アップ実践事例集」を県内すべての公立学校に配布するなど具体的な方策について引き続き取り組み、学校等における食育推進の充実を図っていく。

学識経験者の意見等

・生活リズムを整えたり、屋外遊びを多くするなど、PTAや地域団体とも連携しての取り組みが求められる。

・児童生徒の適切な体力づくりの実践や部活動の指導者育成について今後も継続を希望する。

・体力・運動能力向上のための10分間運動や30分間運動の推進も必要であるが、こどもの遊び時間の確保を考慮し、取り組むことも重要である。

・社会環境が変化する中で、食習慣はもとより成長や体力づくりのための食育としての見直しが必要ではないか。

基本目標達成に向けた
教育施策の3つの柱

1. 子どものたくましく生きる力を育む

4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む

(1) 地域資源を活用した特色ある教育の推進

郷土への愛着や地域に貢献しようとする態度を育むため、琵琶湖をはじめとした豊かな自然、それと人間の活動が一体となって形成された文化的景観、伝えられてきた優れた文化財、多彩な文化芸術や滋賀の先人の教え、工芸品や農産物等、多くの地域資源を教育活動に一層生かしていきま

(2) 自然体験活動を取り入れた実践的な環境教育の推進

子どもが、自然とのつながりや関わりに関心を持ち、主体的に行動できる力を身に付けられるよう、豊かな自然を活用した体験学習や、実践的な学びを重視した環境教育を推進します。

施策の取組状況

●成果指標等		H26実績	H26目標	評価	
11	県内公立登録博物館を学校教育で訪れた県内小・中学校の児童生徒数	23,789人	25,300人	△	
●施策の主な取組・実績					
事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	
○地域資源を活用した特色ある教育の推進					
子どもが学ぶ 「近江の歴史と文化」事業 (学校教育課)	郷土の歴史、文化や人物等を取り上げた副読本や資料集(ふるさと資料)を活用	配布・活用	配布	活用	→
○自然体験活動を取り入れた実践的な環境教育の推進					
びわ湖フローティングスクール実施事業 (びわ湖フローティングスクール)	びわ湖フローティングスクールにおけるびわ湖環境学習(水生生物ウォッチング、「湖の子」水調べ等)を実施	児童の琵琶湖環境学習に関する自己評価(10段階)	取組 8.9 理解 8.5	取組 8.8 理解 8.4	→
森林環境学習「やまのこ」事業 (森林政策課)	小学4年生を対象に、森林環境学習施設等で体験型学習(間伐体験、木工クラフト、森林観察等)を実施	森林環境学習実施校数	243校	242校	→
たんぼのこ体験事業 (食のブランド推進課)	生命や食べ物大切さを学ぶため、自ら「育て」、「収穫し」、「食べる」という一貫した農業体験学習を実施	実施小学校数	207校	207校	→
しが環境教育リーディング事業 (学校教育課)	・教員、専門家等による研究推進委員会を組織して、人と環境とのよりよい関係を築く新たな環境教育の在り方についての研究実践を行う。 ・滋賀県環境教育フォーラムにおいて、研究成果の発信・普及	ESDの視点を取り入れた環境学習プログラムの作成	研究推進校 小8校 中4校 高4校	研究推進校 小8校 中4校 高4校 環境フォーラム参加人数427名	→
環境教育の実践・副読本の活用 (学校教育課)	環境教育副読本「あおいびわ湖」等を活用(小・中学校は小学校4年生以上の各学年で年間10時間程度、高等学校は機会をとらえて活用を図る。)	活用率	100%	100%	→

取組の成果と課題、今後の方向性

○地域資源を活用した特色ある教育の推進

・郷土の歴史、文化や人物等を取り上げた副読本や資料集を作成し、全ての小・中学校での活用を図った。学校や地域、博物館等との連携を一層深め、地域の歴史的な価値や魅力、先人の知恵に触れる学習の機会を増やししながら、子どもの郷土を愛し、大切に思う思いを育てていく必要があり、今後も、琵琶湖をはじめとした豊かな自然、それと人間の活動が一体となって形成された文化的景観、伝えられてきた優れた文化財、多彩な文化芸術や滋賀の先人の教え、工芸品や農産物等、多くの地域資源を教育活動に一層生かし、郷土への愛着や地域に貢献しようとする態度を育てていく。

○自然体験活動を取り入れた実践的な環境教育の推進

・「うみのこ」については、平成26年度もすべての学校で継続的に実施した。しかし、乗船全児童を対象とした体験度調査では「めあてを持って取り組めたか」の項目が、全体の平均8.6に対して8.3と評価は低かった。また、教員を対象とした実施状況調査でも「児童は学習のめあてについて学習活動を通して、確かめたり学んだりできていたか」の項目が、全体の平均8.3に対して7.9と児童と同様に低い評価であった。平成26年度も研究航海を含め学習内容の充実を図ってきたが、それだけでは今後の教育課程の改訂に向けて弱いと分析している。今後は児童自身がめあてを明確に持った体験型の、人と関わる力を大切に事前学習、乗船中の学習、事後の学習が線となるよう教育内容の一層の充実を図っていく必要がある。今後、新プログラム開発のためのプロジェクトチームを発足させ、そのチームの中には「やまのこ」担当者、「たんぼのこ」担当者、学校現場の教員、琵琶湖博物館の学芸員も含め、体験活動全体として協議して、基礎学習内容の充実と探究的な学習を目指していく。

・平成25年度は、県内ほぼ全ての小学校4年生に対し森林環境教育を実施し、森林の重要性を認識させると共に、森林に興味や親しみを持ってもらうことができた。また、平成26年度においても同様に、県内の小学校4年生に対し環境学習プログラムを提供することができた。今後は、教員や専任指導員の指導力向上を図るための研修内容の見直しや、学習プログラムの更なる充実を図る必要がある。

・たんぼのこ体験事業にかかる平成25年度の実施校数は、県内小学校229校（分校・休校除く）のうち207校であった。平成26年度は228校（分校・休校除く）のうち207校であり、生命や食べ物の大切さへの関心を高めることができた。実施できない学校への聞き取りでは、「近くに田畑が無い」「協力農家がない」などが主な理由にあげられたが、市町や学校への啓発や情報提供に努めることにより、全ての小学校に体験の機会が確保されるよう働きかけを進めていく。

・郷土の歴史、文化や人物等を取り上げた「あおい琵琶湖」という副読本（小学校編、中学校編、高等学校編）の活用率はこれまでから100%を維持してきた。平成26年度も副読本の活用により、学校や地域、博物館等との連携を一層深め、地域の歴史的な価値や魅力、先人の知恵に触れる学習の機会を増やししながら、子どもの郷土を愛し、大切にしようとする思いを育ててきた。しかし、教育課程の改訂でアクティブラーニングなど、さらに主体的、探究的な学習が求められるようになるため、今後「あおい琵琶湖」の改訂委員会を設置し、平成29年度に具体的な指導事例を含めた改訂版を出す予定である。今後も、琵琶湖をはじめとした豊かな自然、それと人間の活動が一体となって形成された文化的景観、伝えられてきた優れた文化財、多彩な文化芸術や滋賀の先人の教え、工芸品や農産物等、多くの地域資源を教育活動に一層生かし、郷土への愛着や地域に貢献しようとする態度を育てていく。

学識経験者の意見等

・環境の変化と環境保全の努力を学ぶことで、主体的に共生に努める力を育てることが期待される。

・体験学習は、単なるイベント的な活動に留まることなく、継続した取り組みが必要であり、そのことにより、その喜びや苦労、生産者への感謝などを知ることができると考える。

・「やまのこ、たんぼのこ」各事業は小学校現場においてほぼ定着してきているが、新教育課程導入に向けて、いずれかの選択制も視野に入れざるを得ないと考える。

・滋賀県は日本史において歴史上要所であり、歴史、地域、琵琶湖を学ぶことにより、より共生する気持ちが強くなると考える。

1. 子どものたくましく生きる力を育む

5 共生社会に向けた多様なニーズに対応する教育の推進①

(1) 特別支援教育の推進

「インクルーシブ教育システム」の構築に向けて、可能な限り、障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けられるよう配慮します。また、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。

さらに、特別支援学校における児童生徒増加への対応策を着実に進めます。

施策の取組状況

●成果指標等		H26実績	H26目標	評価
12	「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合	小学生 85.3% 中学生 77.1% 高校生 49.9% 【H25実績】 小学校 81.1% 中学校 72.2% 高校生 40.8%	【H30目標】 小学生 100% 中学生 100% 高校生 80%	○
13	「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合	小学生 46.1% 中学生 45.3% 高校生 26.3% 【H25実績】 小学校 42.3% 中学校 41.2% 高校生 18.8%	【H30目標】 小学生 80% 中学生 80% 高校生 50%	○

●施策の主な取組・実績

事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	
○特別支援教育の推進					
巡回訪問指導教員の派遣 (学校支援課)	入院療養中の小・中学生を対象とする巡回訪問指導教員の派遣による学習支援、相談活動等を実施	派遣対象人数	33人	22人	↓
要医療的ケア児童生徒学習支援事業 (学校支援課)	医療的ケアを必要とする児童生徒等が参加する修学旅行等の校外事業等に看護師を派遣	派遣日数	250日	232日	↓
「ともに学び、ともにめざす」 滋賀の特別支援教育推進事業 (学校支援課)	障害のある子とない子がともに学ぶモデル事業や、望ましい就学指導を進める研究会議、県民等を対象とした全体フォーラムを実施するとともに、インクルーシブ教育システムの構築をめざした滋賀のめざす特別支援教育のあり方について検討	①モデル事業実施 ②全体フォーラム開催 ③あり方懇話会実施	—	① 4回 ② 1回 ③ 4回	H26新規
やさしさをつなぐ学びのネットワーク推進事業～インクルーシブモデル事業～ (学校支援課)	インクルーシブ教育システムの構築をめざし、障害の状態に応じた指導方法や教材等にかかる「合理的配慮」について、特別支援学校と小中学校の連携によるモデル事業を実施	研究会議実施	—	3回	H26新規

取組の成果と課題、今後の方向性

○特別支援教育の推進

・入院療養中の小中学校生を対象とした巡回訪問指導教員派遣事業については、平成25年度は33名の児童生徒に指導を行い、平成26年度は、各校からの要請に基づき、22名の児童生徒への指導を行った。こうした指導員の派遣により、入院によって生じる学習の遅れの補完と、入院中の児童生徒の心理的安定を図ることができ、退院後の学校生活への円滑な接続に寄与した。引き続き一定の派遣要請があることから事業を継続していく必要がある。

・医療的ケアを必要とする児童生徒数は、平成25年度126名、平成26年度129名と増加しており、要医療的ケア児童生徒等学習支援事業について、平成26年度は232日分実施した。平成25年度と比べて、全体の派遣日数は減少したが、平成26年度は校外学習への派遣日数(101日→129日)が増え、学習ニーズに応じた支援ができた。医療的ケアを必要とする児童生徒数は、平成26年度129名、平成27年度137名と増加していることから、医療的ケアを必要とする児童生徒等が宿泊行事および校外学習に安全に参加し、かつ安心して学習できるよう支援するため、事業を進めていく必要がある。

・「ともに学び、ともにめざす」滋賀の特別支援教育推進事業では、インクルーシブ教育システムの構築に向けた国の法令改正等を踏まえ、本県におけるインクルーシブ教育の推進を図るため、県内2市をモデル地域としたインクルーシブプログラム事業を計4回実施するとともに、広く県民への啓発を行うため、共生社会づくりに向けた県民フォーラムを開催した。また、本県の特別支援教育を抜本的に見直し、今後の新たな方向性を整理するため、有識者による「滋賀のめざす特別支援教育あり方懇話会」を計4回開催し、その内容を基にした「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(基本ビジョン)」を策定した。

・今後は、この基本ビジョンに基づく「実施計画」を策定し、インクルーシブ教育システムの構築に向けた本県特別支援教育のさらなる推進を図っていく必要がある。

・「やさしさをつなぐ学びのネットワーク推進事業～インクルーシブモデル事業～」では、平成28年4月から施行される「障害者差別解消法」や、障害のある児童生徒への合理的配慮に関する国のデータベース化事業を踏まえ、本県におけるインクルーシブ教育の推進を図るため、文部科学省委託のモデル事業を実施し、合理的配慮に関する事例研究を行い、域内の教育資源(特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室、通常の学級)を活用しながら、幼小中高等学校といった様々な学びの場における具体のケースについて検討を進めることができた。

・今後は、研究報告や講演会等の実施により、研究内容の発信や、合理的配慮の理解、啓発に努めていく必要がある。

学識経験者の意見等

・特別支援学級や通級指導教室の新設・増級について、インクルーシブ教育推進の観点から、現場の声などをもとに、より柔軟な対応が必要と考える。

・合理的配慮に基づく、施設や設備の充実が図られるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充も必要と考える。

・まだまだ、子どもたちのみならず、一般にもなじみの薄い「インクルーシブ教育システム」について、教育の問題だけでなく、社会全体が受け入れる体制を形成する環境が必要と感じる。

基本目標達成に向けた
教育施策の3つの柱

1. 子どものたくましく生きる力を育む

5 共生社会に向けた多様なニーズに対応する教育の推進②

(2) 外国人児童生徒等への学習支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する学習支援を推進します。

施策の取組状況

● 施策の主な取組・実績

事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	
○外国人児童生徒等への学習支援					
教員の加配・非常勤講師の派遣 (教職員課)	日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対応するため、必要な学校に教員の加配や非常勤講師を派遣	加配の実施	加配27人 非常勤67人	加配 27人 非常勤71人	→
外国人児童生徒ハートフル支援事業 (学校教育課)	県立学校等における日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、母語による保護者対応等のサポート活動を実施	ハートフル支援員の派遣実績	51回	51回	→
外国人児童生徒いきいきサポート支援事業 (学校教育課)	日本語指導が必要な外国人児童生徒等の在籍する公立小・中学校に母語が話せる支援員を派遣し、学校生活への適応や基礎的・基本的な学力を身につけられるよう支援を実施	小中学校への派遣実績	—	のべ 539回	H26新規
公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業 (学校教育課)	地域人材との連携による、帰国・外国人児童生徒の公立学校における受入れの促進・日本語指導の充実・保護者を含めたきめ細かな支援体制づくりの実施	事業実施市町数	4市	4市	→

取組の成果と課題、今後の方向性

○外国人児童生徒等への学習支援

・昨今、中南米に加え、アジアから来日する外国人児童生徒も増え、県内の各学校において日本語指導が必要な外国人児童生徒が数多く在籍している現状がある。そのため、日本語指導が必要な児童生徒の在籍率が特に高い27校（小17校、中6校、県立4校）に日本語指導加配を配置するとともに、2名以上在籍する71校（小54校、中17校）に非常勤講師を派遣した。きめ細かな指導を行うことで、外国人の児童・生徒が母語で自分を表現することができ、精神的に安定して行動、生活できるようになるとともに、担任等が保護者と意思疎通を図れるようになり、学校と家庭との信頼関係を深めることができた。

・今後も対象となる児童生徒数の増加が見込まれ、引き続き拡充する必要がある。

・日本語指導が必要な外国人児童生徒の数は年々増加しており、母語支援を拡充し、日本語指導が必要な外国人児童生徒やその保護者と、周りの児童生徒や学校とのコミュニケーションを深めるための支援が求められる状況である。平成26年度は、帰国・外国人児童生徒の受入れを促進する事業により、指定地域における帰国・外国人児童生徒の公立小・中学校への円滑な受入れを進めることができた。その結果、外国人の子どもが母語で自分を表現することができ、精神的に安定して行動、生活できるようになるとともに、担任等が保護者と意志疎通を図れるようになり、学校と家庭との信頼関係を一層深めることができた。しかし、高等学校進学を希望する外国人児童生徒も増えているが、十分な支援ができていない状況があり、小・中・高等学校が連携して個別の進路指導の支援をしていく必要がある。

・今後も、日本語指導のための教員の加配や非常勤講師の派遣を行い、支援体制の整備を図るとともに、母語による支援が必要な外国人児童生徒や保護者等が、学校と円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、教員に対する実践的な研修の実施や母語が理解できる人材の活用による教育支援を行う。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒等が所属する学級において、児童生徒が安心して学習活動に参加し、生活ができるように、日本語学習教材の活用等を通じた日本語指導を実施していく。さらに、進路指導の支援について、小・中・高等学校の連携を図る。

学識経験者の意見等

・母語支援と日本語教育を親、児童・生徒ともに行うことで外国人の学習が容易になる環境を整えることが大切であり、生活の場である地域などとの連携も必要である。

・インターナショナルスクールが整備されていない日本において、外国人児童の生徒指導は各県の教員に大きくゆだねられている状況にある。今後、外国人の流入が増加する日本にとっては国家的課題となる可能性もあり、教員の負担軽減からもインターナショナルな学校の創設も検討できないかと考える。

基本目標達成に向けた
教育施策の3つの柱

1. 子どものたくましく生きる力を育む

6 多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進

(1) 社会的・職業的自立を目指すキャリア教育の推進

子どもが、社会人・職業人として自立していくことができるよう、発達段階に応じた系統的なキャリア教育を展開します。また、本人の適性や希望を踏まえ、適切な進路指導を行います。

(2) 個々のニーズに応じた就労機会拡大に向けた取組の推進

特別支援学校における個々の児童生徒の障害に応じた職業的自立と社会参加が進められるよう、専門的な技能を習得し、実践力を高めるキャリア教育や職業教育の充実を図ります。

さらに、教育、福祉、労働の関係機関が連携し、一人ひとりの状態や希望に応じた進路指導、就労支援を行うことで、学校から働く場への円滑な接続と就労機会の拡大を図ります。

施策の取組状況

●成果指標等		H26実績	H26目標	評価	
14	特別支援学校高等部卒業生の就職率	22.7% 【H25実績】 25.0%	【H30目標】 28%	△	
●施策の主な取組・実績					
事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	
○社会的・職業的自立を目指すキャリア教育の推進					
中学生チャレンジウィーク事業 (学校教育課)	子どもたちの勤労観・職業観を育み、自らの将来の生き方を見出していく力を養うため、公立中学校2年生全員に対し5日以上の職場体験を実施	参加校数	100校	98校	→
県立高等学校キャリア形成支援事業 (学校教育課)	社会人基礎力の育成や就業体験を効果的に活用しながらキャリア教育の実践研究に取り組み、社会的・職業的自立を目指す効果的なカリキュラムの研究・開発	キャリア教育の実践研究やカリキュラム開発を行う推進校数	—	8校	新規
職の担い手育成事業 (学校教育課)	職の担い手育成推進校を指定し、地域産業と連携した実践的な職業教育をより一層推進し、望ましい勤労観・職業観を醸成	職の担い手として地域に貢献できる人材を育成する推進校数	9校	9校	→
○個々のニーズに応じた就労機会拡大に向けた取組の推進					
企業の知見を活かした就労支援強化事業 (学校支援課)	企業就労を進めるため、企業の知見を生かした作業学習の見直しと授業改善を行うとともに、働くことに必要な基礎的な態度や技能を身につけるための新たな仕組みづくりの推進	①職業人育成プログラムの作成 ②「しがしごと検定」の開発	—	①北京津養護学校にて試案を作成 ②5種目の技能検定を開発、手順書、評価票(案)を作成	H26新規

取組の成果と課題、今後の方向性

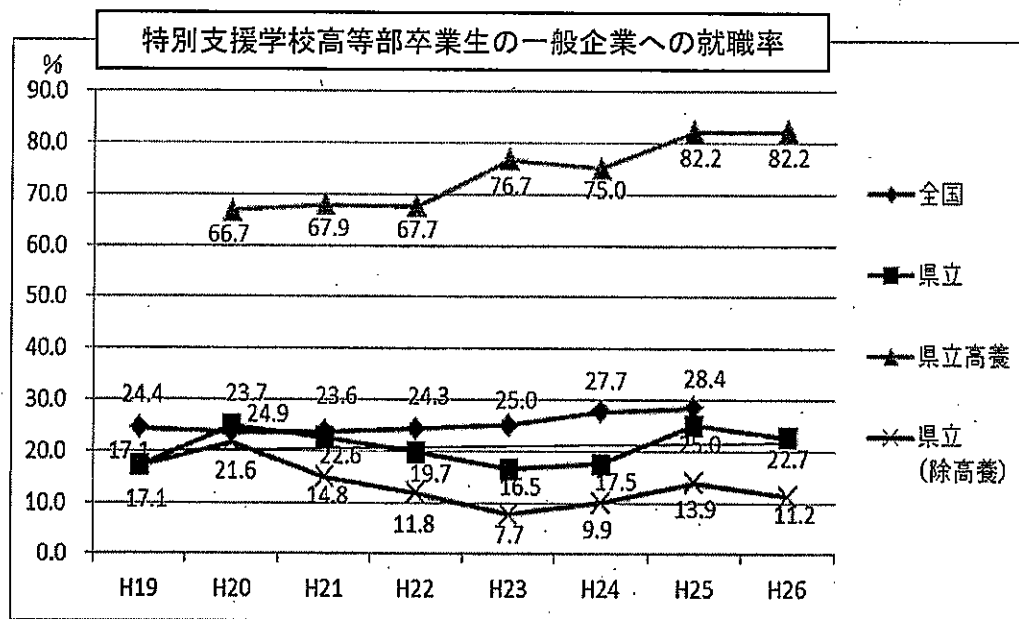
○社会的・職業的自立を目指すキャリア教育の推進

・勤労観・職業観を養い、社会の一員としての自覚を促すとともに、自己の在り方・生き方を探求し、社会生活における資質を備えた豊かな人間性が求められている。こうした中、生徒がインターンシップやデュアルシステム等の就業体験を経験することで、勤労観・職業観が育成された。また、専門分野の学習においては、実践力が身につく、技能競技会での入賞や技能検定上位級合格に結びつくなど、様々な取組を通して、生徒に仕事に対する責任感や社会人としてのマナー等の必要性・重要性を認識させることができた。

今後は、各校で作成したキャリア教育のカリキュラムを運用し、PDCAサイクルにのせ、検証、評価、改善していく必要がある。

○個々のニーズに応じた就労機会拡大に向けた取組の推進

・県立特別支援学校高等部卒業生の一般企業への就職率は、平成25年度卒業生では25.0%であったが、平成26年度卒業生は3月末時点で22.7%となった。なお、平成25年度卒業生の全国平均値は28.4%であり、その値も年々上昇していること等を踏まえると、本県の実績は大変厳しく、これまで以上に生徒が就労への目標と意欲を持って学習に向かう仕組みづくりを急ぐ必要がある。



学識経験者の意見等

・幼少期から仕事に触れ、将来を考える機会を多くすることによって、キャリア教育の基礎を築くことが課題である。

・勤労観や職業観を育み、自らのこととして考えるためには、小学校高学年ごろから、職に就くということはどういうことであるのか、どうすればその道に進めるかなどを学べるように、ゲストティーチャーを招く授業を組むことも必要だと考える。

基本目標達成に向けた
教育施策の3つの柱

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

1 魅力と活力ある学校をつくる①

(1) 魅力と活力ある学校づくり

将来にわたって、子どもが多様な学びの中で自らの進路を実現し、主体的・創造的に生きていくための力を身に付けるとともに、他者と共同できる社会性を育てていけるよう、魅力と活力ある学校づくりを進めます。

また、子どもの個々の状況や学校の実態に応じて、教育課程の工夫など、特色ある学校づくりを進めます。

(2) 信頼される学校づくり

学校の教育方針や活動について地域住民等からの意見を聞き、学校への理解や協力を得ながら、学校運営の改善に取り組みます。

(4) 高等教育機関を生かす取組の推進

本県では、積極的な大学誘致や大学設置を進めた結果、13の大学・短期大学、約38,000人の学生、約1,700人の教員が集まっています。

この「知」の資源である大学等との連携によって、本県の将来を担う人材の育成等の地域に貢献する取組を推進します。

施策の取組状況

●施策の主な取組・実績

事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	
○魅力と活力ある学校づくり					
県立高等学校再編の推進 (学校支援課)	・県立高等学校再編計画を着実に実行し、魅力と活力ある学校づくりを推進 ・統合新校設置懇話会の開催等	高校再編計画の実施、推進	対象校への指導助言	平成26年度再編の着実な実施(12校)	↑
○信頼される学校づくり					
学校評議員制度の活用 (学校教育課)	地域住民等から選任された学校評議員の意見を取り入れた学校運営を実施	学校評議員制度の導入	各校5名全県立学校に設置	各校5名全県立学校に設置	→
学校評価の実施と学校情報の提供 (学校教育課)	・学校の自己評価・学校関係者評価を含めた「学校評価」を全公立学校で実施 ・県立学校のホームページを充実等	学校評価の実施	全県立学校で実施	全県立学校で実施	→
○高等教育機関を生かす取組の推進					
県立高等学校「21世紀型学力育成」プロジェクト (学校教育課) (再掲1-1①)	受け身で知識注入型の教育から主体的な学びを通じて思考力・判断力・表現力等を育成するため、評価問題の作成や、生徒の英語力およびバカロレアに関する調査・研究をとおして、学力向上に向けての授業改善を図るとともに、学力向上においてリーダーとなる教員の養成を行う。	学力向上の指定校数 ・コアティーチャーの人数	8校 0名	12校 9名	↑

取組の成果と課題、今後の方向性

○魅力と活力ある学校づくり

・魅力と活力ある県立高等学校の実現を目指し、平成24年12月に滋賀県立高等学校再編計画を策定し、当計画に基づき、着実に高校再編の取組を進めている。平成26年度は、総合単位制高校の設置、信楽高校の学科改編、農業学科や工業学科の小学科改編など12校の再編を実施するとともに、平成28年度の統合新校設置に向けても統合新校開設準備室への支援を行うなど、開設に向けた準備を着実に進めた。能登川高校においては、定時制課程の定員をほぼ充足、信楽高校においては全国募集の仕組みを導入し、県外生が入学し、学校の活性化などの成果も認められた。彦根・長浜統合新校においては、平成27年3月の県議会で、滋賀県立学校の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例が議決され、統合新校の校名が決定された。今後、彦根統合新校では、アスリートを目指す生徒の入学を想定し、将来スポーツ界で活躍する人材育成を視野に入れた教育課程を、また、長浜統合新校では、高等学校における新しい英語教育の全県のモデル校と位置づけたことから英語教育の充実に向けた教育課程を編制する予定で、両新校の開設準備を着実に進める予定である。

今後も再編計画の着実な実施に向けて、再編対象校の取組を支援するとともに、一層の魅力と活力ある高校づくりに取り組む。

○信頼される学校づくり

・学校評議員制度の活用や学校評価の実施により、学校、家庭、地域が連携協力して、地域をあげて子どもの成長を支える環境づくりに取り組んでいくことが期待されている。平成26年度には、各校5名、全県立学校に学校評議員を設置し、学校ホームページ等を活用した積極的な情報提供を進めたが、さらに地域とともにあり、信頼される学校づくりを推進する必要がある。今後は、学校の現状や課題の分析に基づいて評価の重点項目を見直すとともに、評価の公表にあたっては、アンケート結果と学校独自の分析を加え、より実効性の高いものとなるよう工夫するなど、学校運営の改善や教育水準の向上、子どもの成長につながる実効性の高い学校評価に取り組んでいく。

○高等教育機関を生かす取組の推進

・連携協定を結んでいる県内10大学で大学連続講座を実施し、参加生徒数は過去最多となった。生徒の感想には、「何のために勉強しているのかを改めて考える機会になりました。」「医療への関心が高まった。」「とてもためになる講座でした。社会福祉士を目指そうと思います。」などの感想があり、大学連続講座が参加者の主体的な進路選択に対して、意味をもつものとなっていることがうかがえる。講座については、募集定員以上の参加希望者がある一方で、受講希望者が少なく数人規模で実施していただいている講座がある。また、地域貢献という観点で、教員志望生徒向けの講座などの充実が求められていることなどから、講座内容について、大学と連携を密にして相談していく必要がある。

京都大学との連携事業では、滋賀県高校生研究発表集会を京都大学で実施した。「発表はどれも興味深かった。」「質問にも焦ることなく対応しているところが印象深かった。」「他校生の発表を見て、自分もやってやろうという気持ちになった。」などの感想が寄せられ、参加生徒のモチベーションの向上に大きく寄与した。連携指定校11校中7校から発表があったが、高校における学びの充実につなげるため、次年度以降、発表校数を増やしていく必要がある。

学識経験者の意見等

・県内高等教育機関と県教育委員会との組織的連携を強める仕組みづくりに力を入れるべきと考える。

・地域とのつながりを強めるために、学校情報の発信、地域団体との連携に努めることが肝心である。

・評議員制度、学校評価について、実施後のデータの有効活用を図るなどその内容の充実を図る必要がある。

基本目標達成に向けた教育施策の3つの柱	2. 子どもの育ちを支える環境をつくる
1 魅力と活力ある学校をつくる②	
(3) 私学教育の振興 公教育の一翼を担う私学教育の振興を図るため、学校運営にかかる支援を推進します。	
(5) 修学の経済的支援の実施 経済的な理由によって高等学校で学ぶことが困難な生徒のため、修学支援を行います。	

施策の取組状況					
●施策の主な取組・実績					
事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	
○私学教育の振興					
私学経営安定事業(私立学校振興補助金) (総務課)	私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校を設置する学校法人等に対し、学校経営の健全化等を図るため、人件費等経常的経費を対象に補助金を交付	補助対象法人および学校数	・一般補助(加算含む) 32法人19校32園 ・教育改革推進特別補助 29法人17校30園	・一般補助(加算含む) 32法人19校33園 ・教育改革推進特別補助 30法人18校31園	↑
○修学の経済的支援の実施					
高等学校奨学資金の貸付 (学校教育課)	経済的理由により高等学校等へ進学することが困難な者に対し奨学資金を貸与	貸与者数	886人	825人	—※
定時制通信制教育振興事業 (学校教育課)	勤労青少年の高等学校への修学を促進するため修学奨励金を貸与等	貸与者数	75人	65人	—※
保護者負担軽減補助事業(奨学のための給付金) (学校教育課・総務課)	高等学校等における教育に係る低所得世帯の更なる負担軽減を図るため、市町村民税所得割非課税世帯を対象に、奨学のための給付金を支給	給付者数	—	1,270人	H26新規
保護者負担軽減補助事業(高等学校等就学支援金交付金) (教育総務課・総務課)	教育にかかる経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等に在籍する生徒等がその授業料に充てるため、就学支援金を支給	受給権者数	—	17,377人	H26新規
保護者負担軽減補助事業(学び直し支援補助金) (教育総務課・総務課)	高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間の経過後も、卒業までの間、継続して就学支援金相当額を支給	受給権者数	—	8人	H26新規

※本数値は景気動向などに大きく左右されるものであり、推移は表示しない。

取組の成果と課題、今後の方向性

○私学教育の振興

・私立学校の経常的経費の助成を通じて、私立学校経営の安定と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、学校の特色ある取組を支援している。私学を取り巻く状況の変化を踏まえ、生徒保護者の多様なニーズへの対応や安定的な経営のための生徒確保等に係る課題に対応する必要があるため、平成26年度は私立学校振興補助金に係る配分基準の見直しを行い、スポーツ・文化活動で優秀な成績をおさめた学校や少人数教育等のきめ細やかな学習指導の推進、障害者の積極的な受入れ等を行う学校への配分を充実することにより私立学校ならではの魅力ある学校づくりを支援した。今後とも、公教育の一翼を担う私学教育の振興を図るため、私立学校の経常的経費の助成を通じて学校運営にかかる支援の充実に努める。

平成26年度私立学校振興補助金実績			3,629,325,000円
・一般補助（加算含む）	32法人		
高等学校（全日制・定時制）	10校	7,677人	2,435,780,000円
高等学校（通信制）	2校	423人	28,224,000円
中等教育学校	1校	118人	29,312,000円
中学校	6校	1,708人	448,622,000円
小学校	1校	171人	42,270,000円
幼稚園	33園	3,665人	564,747,000円
		13,763人	3,548,955,000円
・教育改革推進特別補助	30法人	18校 31園	80,370,000円

○修学の経済的支援の実施

・経済的理由により高等学校等への修学が困難な者に対する支援として、奨学資金の貸与においては、これまで貸与要件の緩和や入学準備金の追加など制度の拡充に努めており、大学等への進学や疾病などの事情がある場合は返還の猶予も実施している。また、平成26年度からは高等学校等就学支援金について、保護者の所得に一定の制限を設け、低所得世帯の生徒に対する支援を拡充することとされ、市町村民税非課税世帯に奨学のための給付金を支給し、授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図っている。今後も経済的な理由により高等学校等への修学を断念することがないよう、必要な者に奨学資金が貸与できるよう努めていくとともに、高等学校等就学支援金など保護者負担軽減にかかる事業を継続していく。

（公立）

・「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の改正により、公立高校では平成26年4月から高等学校等就学支援金制度を実施している。申請に基づき保護者等の所得に応じて就学支援金を支給しており、平成26年度の受給権者数（支援対象者数）は9,253人で、制度開始以降入学者の84%であった。今後も全ての意志ある高校生が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図っていく。

（私立）

・就学支援金については、平成22年度に導入されたが、依然として、公私間の教育費負担には大きな格差があることや低所得世帯への教育費負担が大きいなどの課題があり、平成26年度国において制度改正がされ、所得制限を設け、就学支援金の低所得世帯への加算額が拡充された。また、年収250万円程度未満の世帯等を対象に奨学のための給付金が創設され、授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図ることとなった。県としても国の制度改正の趣旨を踏まえ、就学支援金とあわせて私立高等学校特別修学補助金の実質授業料無償化となる対象を年収250万円程度から年収350万円程度までの世帯へ拡充し、低所得世帯の教育費負担軽減を図ることができた。今後とも、低所得世帯を中心に、教育費負担の軽減に努めていく必要がある。

学識経験者の意見等

・経済格差の再生産をさけるため、授業料の無償化対象世帯の拡大なども含め、より一層の充実が必要と考える。

・私学教育振興補助金は公立教育とのバランスに配慮した運営をして頂きたい。

2 教職員の教育力を高める

(1) 子どもの力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上

教育愛と情熱にあふれ柔軟性と実践力を持ち、自ら学び続けようとする教員の育成と資質向上を図るため、OJTを取り入れつつ、高等教育機関とも連携しながら職務や経験の程度に応じた効果的な研修を進めます。

また、教職員による体罰や行き過ぎた指導によって、教育・学校への信頼が失われることのないよう、教職員の人権意識の向上とコンプライアンスの徹底を図ります。

(2) 優秀で意欲のある人材の確保と適切な人事管理の推進

教員を志望する意欲のある大学生等を対象にした「滋賀の教師塾」の取組を充実させ、優秀な人材の確保に努めます。また、教職員一人ひとりの強みを生かし、効果的な人材育成を推進するとともに、それぞれの能力が十分に発揮できる人事配置に努めます。

(3) 教職員の健康管理と働きやすい職場づくりの推進

教職員が心身の健康を確保し、ゆとりを持って子どもと向き合えるよう健康管理に努め、特にメンタルヘルス対策の総合的・体系的な取組を進めるとともに、負担軽減対策等に取り組みます。

施策の取組状況

● 成果指標等		H26実績	H26目標	評価
15	「滋賀の教師塾」の卒塾者による全課程の評価（受講者が卒塾にあたり、将来、「教師として役立つ」と回答した割合）	100%	100%	○
16	総合教育センターの行う小・中学校、市町教育委員会への出張支援	小学校64.3%、 中学校47.5%、 市町教育委員会 94.7%、 全体として61.1%の 出張支援を実施した。	小・中学校および 市町教育委員会の 合計数に対する、 総合教育センター 職員の出張支援回 数の割合が50%	○

● 施策の主な取組・実績

事業名 (所管課)	事業概要	実績		推移 (H25 →H26)
		項目	H25	

○ 子どもの力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上

指導力向上研修 (総合教育センター)	教員を対象とした授業力向上や学級づくり支援を目的とした実践的な研修を実施	受講者満足度平均 (5点満点)	4.66	4.66	→
教科主任指導力 向上研修 (総合教育センター)	教科主任としての力量を高め、教科指導力の向上を図るための研修を実施	受講者満足度平均 (5点満点)	—	4.22	H26新規
専門研修 (総合教育センター)	理科教育、情報教育、特別支援教育の指導力向上を目的とした専門研修の実施	受講者満足度平均 (5点満点)	4.60	4.54	→
マネジメント研修 (総合教育センター)	管理職と中堅教員等のリーダーシップ向上のための研修を実施	受講者満足度平均 (5点満点)	4.40	4.53	↑
教員民間等派遣研修 (教職員課)	民間企業等への教職員の派遣研修を実施	教員の 派遣数	21人	21人	→

○ 優秀で意欲のある人材の確保と適切な人事管理の推進

「滋賀の教師塾」 の実施 (教職員課)	滋賀県の公立学校の教員志望者を対象に教師としての実践的な指導力の育成等を目的とした教員養成講座を実施	卒塾者 数	161人	180人	↑
管理職研修の充実 (教職員課)	管理職の専門性を高め、学校経営を積極的・戦略的に進めることができる人材を育成するための自主的な研修、「滋賀の管理職塾」を支援	受講者 数	未実施	478人	H26 新規
教職員の配置 (教職員課)	適正配置と適材適所の配置のための異動促進を図るとともに、副校長や主幹教諭の活用を図る	副校長 主幹教諭	17人 51人	20人 65人	↑
教員評価の推進 (教職員課)	管理職および市町担当者を対象とした研修を実施	人事評価 制度の実 施段階	本格実 施	本格実施	→

事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移(H25 →H26)
		項目	H25	H26	
○教職員の健康管理と働きやすい職場づくりの推進					
健康診断の実施 (教職員課健康福利室)	教職員の健康診断、事後措置・保健指導を実施	定期健康診断受診者数(受診率)	5,123人 (100%)	5,220人 (99.9%)	→
メンタルヘルス対策の推進 (教職員課健康福利室)	職員への啓発・教育 心とからだの健康づくりセミナーを開催 精神保健相談、こころの相談室を実施 病休者等の復職を支援	メンタルヘルス対策の推進	左記各種施策実施	ストレスチェック制度導入	↑

取組の成果と課題、今後の方向性

○子どもの力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上

・子どもの力を引き出し伸ばす実践力の向上を図るため、職務の経験に応じた効果的な研修を行い、教員の授業力を高める必要がある。平成25年度の受講者の満足度の平均はどの研修も5点満点中4.4以上で良好であったが、平成26年度は、本県の喫緊の課題である学ぶ力の向上を図るため教科主任指導力向上研修事業を新たに実施したところ、この研修については受講者満足度4.22と他の研修に比べて低い結果となった。従来の研修については今後もひきつづき充実を図るとともに、教科指導力向上研修については受講者の実践力の向上につながる研修の企画に努めていく。

○優秀で意欲のある人材の確保と適切な人事管理の推進

①優秀な人材の確保

・教員の大量退職に伴う大量採用の時期を迎えており、採用者の質の維持・向上が課題となっている。本県公立学校教員を志望する大学生や大学院生等を対象として、「滋賀の教師塾」を実施するとともに、高等学校在学者に、「滋賀の教師塾出前講座」を実施した。その結果、教員志望者のすそ野を広げ、実践的指導力の育成が図れた。今後は、「滋賀の教師塾」の講座の充実と塾生の拡大に一層努める必要がある。

②管理職研修の充実

・教育課題の多様化・複雑化と大量退職に伴う管理職の交代が多くなり、管理職の資質向上とより戦略的な学校経営が求められるようになってきた。そのため管理職対象の研修を充実するとともに、管理職自身の自主的な取組「滋賀の管理職塾」の支援を行った。その結果、学校のトップリーダーとしての意識の高揚と、職責の重さについて理解を深め、学校経営の改善に生かすことができた。今後は、さらに充実した講座を実施するとともに、参加者の拡大に一層努める必要がある。

③人事評価制度の導入

・平成25年度から規則に基づいた人事評価制度を実施しており、校長による面談や授業観察等によって成果を生み出している。今後は、地方公務員法の改正を受けて、改正法の趣旨に沿った人事評価制度の構築と、組織の活性化と人材育成につながる制度の活用を図る必要がある。そのためにも評価者研修を一層充実したものとしていく。

○教職員の健康管理と働きやすい職場づくりの推進

・定期健康診断を県教育委員会教職員全員が受診するよう勧奨し、ほぼ全員の受診となった。新たに若中年層の栄養指導を行うなど、健康診断後の保健指導、健康教育の充実に努めている。また、長時間労働を行った教職員の健康状況を把握し、医師面接等を行っている。引き続き、健康診断結果を活用し教職員の健康管理に努める。
・メンタルヘルス対策では、ストレスチェック制度を新たに導入し、教職員のストレスへの気付きを促すとともに、ストレスの高い者へ相談の機会の提供を行った。また、試し出勤制度の活用により、復職支援にも努めた。今後も、一次予防から三次予防までの総合的な推進を図り、利用しやすく、予防効果の高いメンタルヘルス対策を実施していく。

学識経験者の意見等

- ・教員の教科別等の研究グループの育成・活性化が望まれる。
- ・人事評価制度の本格実施については、県教委と市町教委の連絡調整を密にし、評価者が組織活性化・人材育成しやすいようすること、また学校規模の違いによる評価への影響などを考慮し、適切な評価が行えるよう実施する必要がある。
- ・法令順守は個人だけでなく組織としての取組が重要であり、多様な場面を想定した教員への研修やOJTなどにより知識理解を深めてもらう必要がある。
- ・教員の負担軽減とメンタルヘルスケアの充実が必要と考える。

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

3 安全・安心な学校をつくる①

(1) 全ての子どもにとって居心地のよい学校・地域づくり

いじめや不登校等の諸問題に対し、子ども一人ひとりへのきめ細かな対応ができるよう、校内の相談体制の充実や、専門家や関係機関、地域との連携を進めます。また、いじめ防止対策推進法に基づきいじめから子どもを守るための仕組みづくりに努めます。

施策の取組状況

●成果指標等		H26実績	H26目標	評価	
17	いじめの認知件数に占める解消しているものの割合	集計中	100%	—	
●施策の主な取組・実績					
事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	
○全ての子どもにとって居心地のよい学校・地域づくり					
生徒指導緊急サポート事業 (学校教育課)	・子どもの命に関わる事案をはじめ学校だけでは解決が困難な事案への支援を行うため、「緊急支援専門家チーム」を設置 ・事件・事故等の発生初期および、重大事案に発展する前の段階においても緊急支援を行い、早期対応を図る	緊急支援(相談も含む)の件数	86件	103件	↑
スクールカウンセラー等の活用 (学校教育課)	・生徒および保護者からの相談、教職員への助言や援助等の学校のカウンセリング機能を充実(全公立中学校、全県立高等学校) ・夜間早朝の子ども電話相談窓口を開設し、知事部局の昼間電話相談窓口(こころんだいやる)とあわせて24時間の相談体制を整備(子どもナイトだいやる)	スクールカウンセラーが関わったいじめ事案の件数	193件	236件	↑
スクールソーシャルワーカー活用事業 (学校教育課)	・課題を抱えた児童の環境の調整・改善と教職員の実践力向上を図るため、スクールソーシャルワーカーを小学校11校に配置 ・課題を抱える小中学校等のケース会議にスーパーバイザー等を派遣	ケース会議の回数	619回	700回	↑
生徒指導緊急特別対応事業 (学校教育課)	警察OBと教員OBのペアでの派遣による小・中・高・特別支援学校への支援と関係機関との連携強化を推進	対策会への参加回数	32回	48回	↑

取組の成果と課題、今後の方向性

○全ての子どもにとって居心地のよい学校・地域づくり

・平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果では、いじめの認知件数に占める解消しているものの割合が95.1%と全国平均の88.3%より高い状況にあった。学校種別ごとでは、小学校が97.3%（全国平均90.2%）、中学校が93.0%（全国平均84.5%）、高等学校が89.9%（87.4%）、特別支援学校が87.5%（全国平均82.1%）となっており、それぞれの種別でも全国平均を上回った。さらに、平成24年度からは全体では3.6ポイント増加し、内訳として小学校で6.6ポイントの増加、中学校では2.5ポイントの増加、高等学校では6.4ポイント減少、特別支援学校では12.5ポイントの減少であった。

また、同調査において不登校児童生徒の在籍率は、小学校が0.42%（全国平均0.37%）、中学校が2.63%（全国平均2.81%）、高等学校が2.51%（全国平均1.88%）となっており、高等学校では0.13ポイント増加したものの、小学校と中学校でそれぞれ0.04ポイント減少している。特に中学校では平成19年度に3.27%と全国より0.20ポイント上回っていたが、年々減少している。

しかしながら、いじめの認知件数は小学校で714件（前年度434件）、中学校で469件（314件）、高等学校で89件（前年度81件）と全ての校種で増加しており、また、不登校の在籍率は小学校と高等学校で全国よりも高水準にある。

このため、平成26年度は、前年度から引き続きスクールカウンセラーを中学校、高等学校の全校に配置するとともに、新たに小学校にも年間6時間派遣をし、早期発見・早期対応および教員の資質向上を図った。また、緊急時の要請に応じて適宜派遣を行った。

課題を抱えた子どもの背景には、家庭等の環境要因の影響も大きいことから、従来より10市11小学校にスクールソーシャルワーカーを配置していたが、平成26年度より配置人数を2名増員し、学校の教職員の組織体制の充実を図った。そのような中で、スクールカウンセラーが関わったいじめ事案が193件から236件、スクールソーシャルワーカーが参加したケース会議が619回から700回と増加した。

平成26年度の状況については現在集計中であるが、学校だけでは解決が困難な事案もあり、弁護士、医師、臨床心理士等の専門家の派遣が必要である。

また、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むため、教職員が日頃から子どもとの信頼関係を築き、子どものSOSを読み取る感性と適切に対応する力量を高めるために今後も専門家を活用する中で、校内体制の充実を図る必要がある。

学識経験者の意見等

- ・教員が児童・生徒についての情報交換を行い協力し合うための時間確保が重要である。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実が望まれる。
- ・ネットいじめが深刻化しており、情報機器の取り扱いについて「持たない、持たせない」などといった県民運動のようなことが出来ないかと考える。

基本目標達成に向けた
教育施策の3つの柱

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

3 安全・安心な学校をつくる②

(2) 学校安全体制の整備の推進

子どもが事件や事故の被害に遭わないよう、教職員等の危機管理意識の高揚や地域と連携した見守り体制を推進します。

また、子どもの学校内での安全を確保するため、学校施設の耐震改修等を進め、教育施設の整備に努めます。

(3) 子どもが自ら命を守る力を身に付ける教育の推進

自然災害や不審者事案について、子ども自身が危険を予測し、その危険を回避することができる力を身に付け、さらに、地域の一員として防災・防犯活動に関われるよう、関係機関と連携した実践的な取組を推進します。

施策の取組状況

● 成果指標等		H26実績	H26目標	評価	
18	県立学校施設の耐震化率	88% 【H25実績】 82.0%	【H29目標】 100%	○	
19	学校防災委員会を年間3回以上開催した小・中・高等学校の割合	46%	50%	△	
● 施策の主な取組・実績					
事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	
○ 学校安全体制の整備の推進					
防災教育支援事業 (スポーツ健康課)	・小・中・高・特別支援学校長を対象としたトップセミナーを実施 ・防災教育のリーダー的教員を養成するため、学校防災教育コーディネーター養成講習会を実施 ・学校防災委員会の開催	参加人数 受講者数 年3回以上開催している学校の割合	330名 76名	342名 68名 小学校 56% 中学校 39% 県立学校 21%	↑
県立学校施設の整備 (教育総務課)	県立学校の耐震改修や施設設備の整備・改修等を実施	耐震化率	82%	88%	↑
○ 子どもが自ら命を守る力を身に付ける教育の推進					
実践的防災教育総合支援事業 (スポーツ健康課)	・県内の一部学校において緊急地震速報を用いた避難訓練の実施 ・県内の一部学校において防災の専門家による指導助言を受け、防災教育、防災管理の充実を図る	モデル事業を実施した県立学校と市町数	3校 2市町	3校 4市町	↑

事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	
防災教育・訓練 の実施 (スポーツ健康課)	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員に対する研修の機会を通じた防災教育を実施 ・関連教科において、防災の視点を取り入れた授業を実施 ・防災週間に合わせた学校等における防災訓練を実施 	年間実施回数	年間2回	年間2回	→

取組の成果と課題、今後の方向性

○学校安全体制の整備の推進

・平成25年度より各学校に学校防災教育を推進するため防災教育のリーダー的教員として学校防災教育コーディネーターを校務分掌に位置づけるとともに、学校防災委員会を学校組織として設置し開催している。学校防災委員会では、学校防災教育アドバイザーが専門的な立場から学校防災マニュアルや避難訓練等について学校へ助言している。平成25年度は市町の学校防災教育コーディネーター76名を対象、平成26年度は県立学校の68名を対象として学校防災教育コーディネーター養成講座を開催した。

平成26年度からは、市町教育委員会が管内の幼稚園、小学校、中学校、県立学校の各校の学校防災教育コーディネーターが一堂に会し、防災教育に関する情報交換と関係機関との連携を図るため連絡協議会を開催し、学校安全体制の整備の推進を図っている。平成26年度には開催できていない市町もあることから、すべての市町で開催できるよう推進を図っていくとともに、幼稚園長をはじめ、小・中・県立学校長を対象とした「学校の危機管理トップセミナー」を開催していく。

さらに今後は、児童生徒等の安全確保に関する課題や対策について、県域で協議ができるよう「子どもの安全確保に関する連絡協議会」を開催していく必要がある。

・学校施設は、生徒の学習や生活の場であることから、耐震改修工事の実施や防犯カメラの設置等により安全で安心な学校の環境整備を推進している。県立学校施設の耐震化率は、平成25年度の82.0%から、平成26年度では88.0%まで上昇しているものの、都道府県では依然低位の状況であることから、平成29年度の全施設耐震化完了の目標に向けて、今後も着実に耐震化に取り組んでいく。また、学校施設の老朽化対策等、さらなる環境改善に向けて必要な整備を検討、実施していく。

○子どもが自ら命を守る力を身に付ける教育の推進

・東日本大震災の教訓を生かし、児童生徒が自らの命や安全を守るための能力を身に付けさせることが重要である。そのために「滋賀県学校防災の手引き」（平成24年3月作成）をもとに各学校が実効性のある学校防災マニュアルを作成するとともに、各学校では児童生徒の発達段階や学校の実情に応じた系統的な防災教育、防災訓練の実施を図っている。また、一部の学校においては「緊急地震速報」を用いた避難訓練を実施するとともに、防災の専門家による指導助言を受け、防災教育、防災管理の充実を図っている。学校防災教育コーディネーターに対しては、防災教室指導者講習会を通じて、関連教科において防災の視点を取り入れた授業や防災週間に合わせた学校等における防災訓練などの推進を図っていく。

今後は、児童生徒等、学校の実情により即した「学校防災マニュアル」となるよう見直し、修正したマニュアルで防災教育、防災訓練を実施し、児童生徒自身が安全に関する知識を深め、自分の命や安全を守る能力が身に付けていけるような安全教育を推進していく必要がある。そのために、学校安全教育推進のキーパーソンとなる校長、学校防災教育コーディネーターを対象とした研修会を開催し、各校の教職員に安全教育について広めるとともに、教職員の危機管理意識の高揚を図っていく必要がある。

学識経験者の意見等

- ・子どもの自治能力を高める教育が安全な学校づくりにもなると考える。
- ・まちづくりの仕組みが地域防災を中核として構成されているケースも増えており、日頃からの学校と地域との連携が重要である。
- ・学校施設の耐震化率の向上や、施設の老朽化対策について検討が必要である。
- ・登下校時における自動車事故防止のため、交通安全教育のより一層の充実が必要である。

基本目標達成に向けた
教育施策の3つの柱

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

4 子育て環境支援の充実を図る

(1) 子育て、家庭教育を支える環境づくりの推進

家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、保護者や地域の人同士が子育ての経験や悩みを気軽に語り合える場づくりや、家庭教育の支援に関わる人材育成を進めます。また、全ての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの推進や、多様な働き方に対応した良質な保育サービスの提供を進めます。

(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりに向け、虐待防止など子どもの人権を保障していく取組や、非行防止、立ち直り支援、インターネット上等の有害情報から子どもを守る取組などを進めます。

(3) 企業・事業所等と連携した家庭教育支援活動の推進

家庭教育を各家庭だけに任せるのではなく、社会全体で家庭教育を支えることができるよう、企業・事業所等との連携に努めます。また、働く保護者が子どもや地域と関わることでできる時間を十分に持てるよう、企業に対して子どもの生活習慣づくりの重要性についての啓発やワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組の情報提供等を進めます。

施策の取組状況

●成果指標等		H26実績	H26目標	評価	
20	家庭教育協力企業協定（しがふあみ）の締結企業・事業所数	1,354社	1,285社	○	
●施策の主な取組・実績					
事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	
○子育て、家庭教育を支える環境づくりの推進					
「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動推進事業 (生涯学習課)	「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動の機運を醸成するため、ポスターコンクール等を実施し、啓発ポスターを作成	ポスターコンクール応募数	892作品	871作品	↓
子育て支援環境緊急整備事業 (子ども・青少年局)	市町が行う民間保育所等の施設整備などに対する補助	認定こども園等利用児童数	47,611人 (H26.4.1)	48,278人 (H27.4.1)	↑
放課後児童健全育成事業 (子ども・青少年局)	小学校に就学している児童の健全育成を図る、放課後児童クラブへの運営費補助	放課後児童クラブ利用児童数	11,327	12,122	↑
○子どもが健やかに育つ環境づくり					
児童虐待防止対策事業 (子ども・青少年局)	「滋賀県児童虐待防止計画」に基づく、未然防止から早期発見・早期対応、保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰や子どもの自立までの切れ目のない支援の実施	スーパーバイザー派遣事業を利用している市町数	12	12	→
非行少年等立ち直り支援事業 (子ども・青少年局)	青少年立ち直り支援センター（あすくる）が実施する非行少年等の立ち直り支援事業に対する補助	支援完了率	72.4%	77%	↑
犯罪の起きにくい社会づくりのための「地域の絆」再生事業 (生活安全企画課・少年課)	若者や外国人等の防犯ボランティアの育成支援、防犯ネットワークの拡大、少年の非行防止活動等により、犯罪が起きにくい社会づくりのための「地域の絆」を再生	①ヤングボランティア団体数 ②外国人ボランティア団体数 ③非行防止教室開催数	① 22 ② 34 ③256	① 22 ② 34 ③223	→ → ↓

取組の成果と課題、今後の方向性

○子育て、家庭教育を支える環境づくりの推進

・「しがふあみ」協定締結企業は経年順調に増加しているが、平成25年度に企業内家庭教育学習講座を開催した企業は1企業であった。平成26年度は、改めてその重要性を啓発し8企業（9回）の学習講座を支援することができ、209人の方に家庭教育に関する学習機会を提供することができた。企業の積極的な取組を支援することにより、企業内での子育て支援の気運をより高めることができた。また、参加者には、時間的な制約のある中でも、自分の生活を振り返り家庭教育の重要性を考える貴重な機会となった。今後も、引き続き家庭教育を社会全体で応援する環境づくりを推進していくため、企業において家庭教育について学ぶ機会の充実を図っていく。

・親（保護者）が子育てについて一人で悩みを抱えたり、生活（仕事）のために子どもと向き合う時間が十分持てない家庭がある。このため、学校や家庭、地域の連携・協働による家庭教育支援活動を推進した。家庭教育支援事業（国庫補助）では、9市町で18の活動が取り組まれ、子育てサポーター等の養成、家庭教育支援チームによる相談対応や保護者支援、学習機会の提供など、市町における子育て、家庭教育を支える環境づくりを推進した。

・「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動ポスターコンクールには871作品の応募があり、ポスターを作成し各所に配布を行った。保護者のニーズや状況に応じたきめ細かな学習機会の提供等、市町における家庭教育支援活動が拡充しつつある。今後も引き続き、企業や市町での取組が充実するよう支援を行い、子育て・家庭教育を支える環境づくりを推進していく。

・保育所等の待機児童の解消のため、市町の保育所等の整備を支援し、平成26年度1,442人分の定員増を図った。平成27年4月1日現在の待機児童数は前年同月比95人減の346人となった。引き続き就学前の教育・保育の場の確保を図っていく。

・学童期の子育て支援として、放課後児童クラブの設置促進を図り、平成26年度の利用児童数は12,122人となった。引き続き、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、学校との連携を進めていく。

・幼稚園・保育所・小学校・中学校等がより一層連携を深め、教育課題解決に向けた取り組みを進めていく必要がある。

○子どもが健やかに育つ環境づくり

・児童虐待に対する関心の高まりにより、児童虐待相談件数は年々増加しており、専門家であるスーパーバイザーを12市町に派遣した。今後も関係機関と連携し、未然防止、早期発見・早期対応、保護・ケア、親子関係の修復や子どもの自立支援までの切れ目ない支援を図っていく。

・少年非行の低年齢化が進む中、青少年立ち直り支援センター「あすくる」にて、少年の立ち直り支援に取り組み、支援完了率が前年比4.6%増加した。引き続き、市町や関係機関と連携し支援の充実を図っていく。

・平成26年中の若者（ヤングボランティア）や外国人等の防犯ボランティア団体の数は前年度と同数を維持したが、ヤングボランティアの中には自発的な活動ができていない団体もみられた。地域防犯活動・防犯意識の活性化、地域貢献意識の向上を図るため、ボランティアサミット等を開催した。その結果、若者世代の防犯ボランティア活動も活性化し、地域の犯罪情勢を踏まえた効果的な防犯啓発等の実施につながった。今後も引き続き、研修会の開催等、活動支援の継続とともに新規団体の立ち上げ支援を行う必要がある。

・本県の刑法犯少年数は、過去10年間減少傾向にあった中、平成25年に858人と前年に比べ増加に転じた。このことから、非行少年を生まない社会づくりの一環として少年の規範意識を醸成することを目的に、少年警察ボランティアとの連携により学校に対する非行防止教室を実施した。その結果、平成26年の刑法犯少年数は712人となり、平成25年に比べ17%減少した。しかしながら、少年の再非行率でみると高どまり状態が続いていることから、今後も非行防止教室を継続実施するとともに、特に低年齢少年を対象とするなど充実した非行防止教室を実施する必要がある。

学識経験者の意見等

・子育てサークルや子育て支援グループの育成・援助が重要である。

・家庭教育を支える環境づくりについて、真に支援を必要とする家庭にサービスやサポートがしっかりと届いているのか検証する必要がある。

・共稼ぎ、父子、母子家庭が増える中で家庭教育が困難な現状が増加しており、自治会や隣近所の地域支援による家庭教育支援検討や放課後児童クラブへの支援などを充実する必要がある。

基本目標達成に向けた
教育施策の3つの柱

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

5 社会全体で子どもを育てる環境をつくる

(1) 地域力を学校に生かす仕組みづくり

社会全体で学校や子どもの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進します。

(2) 社会全体で子どもの育ちを支援する取組の推進と情報の発信

全ての県民が子どもの育ちに関心を持ち、積極的な関わりを持てるよう、環境づくりを推進するとともに、県民の教育に対する関心を高めるための取組の充実を図ります。

施策の取組状況

●成果指標等		H26実績	H26目標	評価	
21	全ての小・中学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を持つ学校の割合	51%	60%	△	
22	学校支援ディレクターがコーディネートして、「学校支援メニュー」に係る連携授業を実施した学校の割合	47%	40%	○	
●施策の主な取組・実績					
事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	
○地域力を学校に生かす仕組みづくり					
「しが学校支援センター」運営事業 (生涯学習課)	・学校支援ディレクターを配置し、地域の人材や企業、団体等と学校間のコーディネートを行い、連携授業を推進 ・学校支援メニューフェアの開催	コーディネートした学校数 参加企業・団体数	80校 82団体	103校 91団体	↑
学校と地域を結ぶコーディネート担当者新任研修 (生涯学習課)	学校と地域を結ぶコーディネート担当者に対する新任研修を実施	受講者数	3回のべ259人	3回のべ213人	↓
○社会全体で子どもの育ちを支援する取組の推進と情報の発信					
学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業 (生涯学習課)	市町が行う、地域住民等の参画による「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」「家庭教育支援」「土曜日の教育支援」などの教育支援活動を支援	設置本部数 放課後子ども教室数 家庭教育支援活動数 土曜日の教育支援教室数	9市町43本部 7市町42教室 7市町14活動 —	8市町45本部 2市町11教室 9市町18活動 8市町83教室	↑ ↓ ↑ H26新規

事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	
地域住民と連携 したいじめ対応 支援事業 (生涯学習課)	学校支援地域本部事業の制度を活用し、いじめ対応の視点をもって、地域住民と学校との連携を行う市町に対して支援	設置 本部数	17本部	17本部	→

取組の成果と課題、今後の方向性

○地域力を学校に生かす仕組みづくり

・連携授業を実施した学校数の割合は年々増加しており、平成26年度には学校全体の47%となった。「学校支援メニュー」のメニュー数も増加しており、内容も充実してきている。「しが学校支援メニューフェア」の開催により、支援者（企業・団体等）が提供する学校等での出前授業や見学の受入れ等を支援し、子どもの学びを深めることにつながっている。今後も、連携授業未実施校等へ啓発を図るとともに、「学校と地域を結ぶコーディネーター担当者新任研修」の内容をさらに充実させていく必要がある。

○社会全体で子どもの育ちを支援する取組の推進と情報の発信

・地域ボランティアによる組織的な学校支援体制づくりの重要性が高まってきており、学校支援地域本部は平成26年度に2本部増加した。平成26年度は市町訪問を行い、一層の普及に向けて市町と意見交換を行った。しかし、ボランティアの高齢化や固定化が見られることや、学校と地域の連携・協働がより密になるような質的向上を目指す体制づくりなどが課題であり、今後は、地域の実情に応じて、コミュニティスクールなど学校と地域の持続可能な連携方策への滋賀らしい支援のあり方について検討する必要がある。

・放課後子ども教室については、放課後における安全・安心な活動拠点として、地域の特性を生かした活動が行われている。しかし、必要なスタッフの確保や小学校の余裕教室等の活用が進まないことなどが課題であり、今後、実施主体となる各市町において、福祉部局が所管する放課後児童クラブと連携した取組（放課後子ども総合プラン）を検討していく必要がある。

・土曜日の教育支援教室数については、子どもたちの土曜日の活動の充実という観点から平成26年度より新設し、8市町（83教室）で実施した。子どもの豊かな体験活動の充実に向けた各市町の取組方針を尊重しつつ、より子どもたちの「学ぶ力」を育てる場としての「学ぶ力を育てる土曜教育支援事業」へ発展させていくことが課題であり、子どもたちの「学ぶ力」を育てる一つの有効な手立てとして、地域の人材が参画する土曜学習支援体制を地域に創出していけるよう、積極的な啓発を行うとともに、より取り組みやすい事業へ改善を図っていく必要がある。

学識経験者の意見等

・放課後子ども教室など、地域における子どもの活動機会を豊かにすることが求められる。

・学校支援等のボランティアの固定化や人材発掘の困難さがあり、企業や行政職員のOB等の参加が拡大されることが必要である。

・地縁・血縁ネットワークが強い滋賀県は地域力を学校に活かせる機会が多いと考えるが、今後住民の移転が多く地域力が比較的低いと思われる都市部を中心とする地域力向上のネットワークづくりへの支援が必要ではないか。

基本目標達成に向けた教育施策の3つの柱

3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

1 社会的課題に対応した学習の推進

(1) 環境に配慮した社会づくり

持続可能な社会づくりの実現に向けて、県民一人ひとりが生活様式を環境に配慮したものへと転換していくため、環境学習の充実を図ります。

(2) 人権尊重と共生の社会づくり

生涯にわたり社会を生きる一人ひとりが人権に対して正しい理解を持ち、全ての人にとってより住みやすい社会を形成していくための学習を推進します。

(3) 消費者教育、交通安全教育等の推進

一人ひとりが社会において安全に、よりよく生活していくために、日常の暮らしの中で必要な知識や情報を得られるよう、取組を推進します。

施策の取組状況

● 施策の主な取組・実績

事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	
○ 環境に配慮した社会づくり					
低炭素社会づくり学習支援事業 (温暖化対策課)	地球温暖化防止活動推進員等による学校や地域における低炭素社会づくり学習の推進	低炭素社会づくり学習の実施実績	123回 (学校71回、地域52回)	103回 (学校: 58回、地域45回)	↓
琵琶湖博物館環境学習センター事業 (環境政策課)	地域団体、企業、学校、NPO、個人の方などの環境活動や学習の取組に対して、情報の提供や企画の相談などを実施	環境学習相談対応件数	249件	270件	↑
体系的な環境学習推進支援事業 (環境政策課)	幼児の自然体験型環境学習や小学校等におけるエコ・スクールの実践等を支援するとともに環境学習の状況調査を実施し、体系的な環境学習を推進	エコ・スクール実施校数	21校	15校	↓
○ 人権尊重と共生の社会づくり					
人権教育指導研修等事業 (人権教育課、生涯学習課)	・ 人権に関する学習活動を推進するための研修会を開催	受講者数評価	132人 4.2	133人 4.6	↑
	・ 人権に関する学習活動を推進するための研修会を開催 ・ 啓発冊子を作成 ・ 人権教育啓発のための視聴覚教材を購入	啓発冊子を作成	人権学習の手引き「語り合い、学び合い、つながり合い」作成 5000部	人権教育啓発資料「波紋」の作成 500部	→
○ 消費者教育、交通安全教育等の推進					
消費者教育啓発事業 (消費生活センター)	様々な消費生活講座(くらしの情報セミナー、くらしの一日講座、高校生消費生活講演会、消費者教育セミナー等)を開催するなど、消費生活に関する知識や情報の提供による消費者の自立支援	くらしの一日講座開催回数(受講者数)	40回 (1,284人)	44回 (1,852人)	↑

取組の成果と課題、今後の方向性

○環境に配慮した社会づくり

・地球温暖化問題や低炭素社会づくりの必要性については、一人ひとりがその重要性を意識して身近な問題として捉え、自発的な取組として拡がることが重要であることから、学習の機会を提供している。平成26年度は、県内の小・中学校等において講座を58回実施するとともに、地域や団体に対しては45回実施した。また、講座内容を分かり易く啓発するために教材集も作成した。

その結果、地球温暖化問題に対する正しい知識の習得や省エネの実践行動など、低炭素社会づくりに向けた取組が推進された。今後も、学校や地域等と一層連携し、継続的に幅広く低炭素社会づくりに向けた環境学習を推進していく必要がある。

・「滋賀県環境学習推進計画(第2次)」に基づいて推進している環境人材の育成については、環境学習の拠点となる琵琶湖博物館環境学習センターでの情報発信、相談対応を実施したほか、幼児期における体験型環境学習の推進、「エコ・スクール」による学校と地域とが連携した活動を支援した。環境学習センターの対応件数は微増、幼児体験型環境学習では、幼少期の環境学習の推進に大きな影響力を持つ保護者も巻き込んだプログラム作成が進んだほか、地域と連携した「エコ・スクール」では平成26年度までの実績を評価された油日小学校が、平成27年度の環境大臣表彰を受賞するに至った。平成27年度には環境学習推進計画の改定が予定されており、世界的なESD(持続可能な開発のための教育)推進の流れも注視しながら、環境学習の活性化を図っていく必要がある。

○人権尊重と共生の社会づくり

・平成23年度の県民意識調査における人権が尊重される社会の実現に向けての考え方を過去の調査と比較すると、「自分も実現に向けて努力したい」は減少し、「特に考えていない」は増加、「なりゆきにまかせる」も平成18年度から今回にかけて大きく増加している。また、「講習会・研修会」への参加頻度が高い人ほど、人権が尊重される社会の実現に向けて「自分も実現に向けて努力したい」が多くなっており、幅広い人が啓発活動に参加できるよう工夫が必要であることが指摘されている。平成26年度は計4回の研修会を開催。計133名の参加があり、毎回ほぼ定員近くの参加があった。アンケートでの評価は4.6(5段階)と内容面でも好評であった。今後も、今日的な人権課題も取上げるなど内容の充実を図るとともに、実施方法の工夫を行うなど、検討を行いながら進める必要がある。また、学習教材や啓発資料も充実させ、「波紋」については最新情報を盛り込み、指導者等が使いやすい資料となるよう構成等を工夫する必要がある。

○消費者教育、交通安全教育等の推進

・インターネット関連の消費者問題の増加や悪質商法の手口の多様化により、消費者被害は若者から高齢者まであらゆる年代に発生している。自立した消費者育成のため、消費者の関心が高いテーマをとりあげるよう工夫し、多くの県民にタイムリーに役立つ情報を提供することができた。

・消費者が習得した知識を、適切な行動に結びつける実践的能力を育成するため、ライフステージや消費者の特性等に応じた消費者教育・学習を推進する必要がある。取組にあたっては、教育委員会や関係団体等との連携を図りながら進める。なお、より有効な教育支援のあり方や、消費者市民社会の考え方の浸透が今後の課題であり、また、従来の受講者を、今後、行動する消費者につなげるための工夫が必要である。

・平成26年の交通事故は対前年比で発生件数(△1,238件)、死者数(△11人)、傷者数(△1,669人)といずれも減少したが、高齢者の交通事故による死者数の割合が約6割と増加している。高齢者の交通安全指導員養成講座、幼児交通安全指導者研修会による指導員の養成や、年間を通じた各種啓発活動に努めているが、今後も交通事故減少に向けた啓発活動を積極的に行っていく。

学識経験者の意見等

・人権教育と環境教育を重ねた取り組みも求められる。

・地域社会の環境配慮の取組はごみの分別での資源のリサイクル、リユース等身近にあり、この取組を再認識させることも環境教育として社会的課題取組学習になると考える。

・琵琶湖一斉清掃の取組は環境への配慮という教育側面もあるように感じており、地域住民として子どもの積極的参加を促すことも必要である。

基本目標達成に向けた
教育施策の3つの柱

3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

2 健康づくりと生涯スポーツの振興

(1) 誰もが親しめるスポーツ活動の充実

年齢や性別、障害等を問わず、全ての県民が「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを行えるよう、地域における運動・スポーツ活動の充実を推進します。

(2) スポーツ環境の整備・充実

県民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備・充実を図ります。

施策の取組状況

●成果指標等		H26実績	H26目標	評価	
23	県内総合型地域スポーツクラブで指導する有資格者数 (累計)	236人	471人	△	
●施策の主な取組・実績					
事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	
○誰もが親しめるスポーツ活動の充実					
広域スポーツセンター運営事業 (スポーツ健康課)	総合型地域スポーツクラブの創設や運営に対する指導・助言および支援活動を実施	市町巡回指導実績	78回	110回	↑
次世代アスリート発掘育成プロジェクト (スポーツ健康課)	将来の活躍が期待される「次世代アスリート」の創出に向け県内の優れた資質を有する子どもたちを早期に見出し、各種育成プログラムを実施	一次選考会受験者数	—	503名	H26新規
女性アスリート・指導者支援事業 (スポーツ健康課)	女性アスリート・指導者のネットワークづくりを支援するなどスポーツ界を担う女性を育成	研修会の実施回数・参加人数	—	4回実施 118名参加	H26新規
○スポーツ環境の整備・充実					
競技力向上対策費補助金 (スポーツ健康課)	次世代を担うジュニア世代の育成強化に重点を置き、本県を代表し様々な舞台で活躍できる優秀な選手を育成するための強化対策に対し補助	国民体育大会天皇杯順位	40位	35位	↑
競技力向上基本計画策定・推進体制構築事業 (スポーツ健康課)	本県スポーツ選手の育成や競技力向上に向けたサポート体制の整備を計画的かつ効果的に実施するための基本計画を策定するとともに、当該計画の推進体制を構築	計画策定、推進体制の構築	計画策定に向けた会議開催	計画の策定・推進体制の構築	↑

事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	
県立社会体育施設の最適な管理についての調査研究 (スポーツ健康課)	県立社会体育施設の課題を明らかにし、今後必要となる施設設備の基礎資料を作成	各施設の最適な管理について調査研究を実施	—	各施設の状況と最適な管理について調査研究を実施	H26新規

<p>取組の成果と課題、今後の方向性</p> <p>○誰もが親しめるスポーツ活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児期からの運動遊びの充実などを図るため、県と総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が連携してプログラムを作成、普及し、最終的には県内各クラブで事業化することでクラブの育成につなげることを目的とした「地域コミュニティ促進事業」を実施している。実施クラブからは今後も継続したいという声が聞かれたが、指導者の確保などの課題も明らかになった。 今後は、各クラブで事業化することができるよう、教室内容をマニュアルとしてまとめることや指導者講習会を実施していく必要がある。 ・ 将来、全国大会や世界大会で活躍が期待できる次世代のアスリートを発掘・育成するために「次世代アスリート発掘育成プロジェクト」を実施し、選考された子どもたちに対して、スポーツ活動の基礎となるトレーニング講習や競技体験など各種育成プログラムを実施した。今後は競技団体にどのようにつなげていくかが課題である。 さらに、女性アスリートや指導者が安心してスポーツを続けられる環境を整備し、女性の活躍の場の拡大・充実を図るために「女性アスリート講座」を開催した。中学生や高校生の参加者を増やすために各種大会や学校行事との調整を行う必要がある。 <p>○スポーツ環境の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立社会体育施設については、平成26年度に施設の状況と各施設の最適な管理の調査研究実施した。 今後は施設のあり方について検討を行い、平成27年度中に施設の運営および維持管理の方針を示す予定。 ・ 2024滋賀国体を見据え、男女総合優勝（天皇杯獲得）等を目標とする「滋賀県競技力向上基本計画」を策定し、競技力を総合的・計画的に向上させるために「滋賀県競技力向上対策本部」を設置した。今後は計画に基づき、競技力が着実に向上するよう取り組む必要がある。

<p>学識経験者の意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身近に楽しめるスポーツ広場を確保する努力が大切である。 ・ 県民健康増進のための施設、指導者の充実は継続的に計画的に進めていただきたい。 ・ 国体後の施設活用について十分検討いただきたい。 ・ 小学校のスポーツ少年団等の活動への支援を通じてアスリート育成サポートを計画的に実施していただきたい。
--

基本目標達成に向けた
教育施策の3つの柱

3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

3 魅力ある文化の振興と歴史文化に親しむ機会の充実

(1) 文化芸術や文化財の持つ魅力の発信

多様な文化芸術や文化財、そして本県の福祉の歴史の中から生み出され、育まれてきたアール・ブリュットについて、「美の滋賀」づくりをはじめとする取組の中で、その魅力を広く発信するとともに、教育・観光等の幅広い分野で活用し、人々が文化芸術や歴史文化に親しむ機会の充実を図ります。また、次代の文化芸術の担い手の育成等を進めます。

(2) 文化財の保存・継承、活用の推進

県内の豊かな有形、無形の文化財を保存・継承し、活用していくために、地域の文化財を地域の暮らし、信仰の中で大切に守り伝えてきた伝統や文化を大切にすることを意識を育て、地域の人々とともに保存と活用に取り組んでいきます。

施策の取組状況

●成果指標等		H26実績	H26目標	評価	
24	「千年の美つたえびと」の養成者数	394人	300人	○	
●施策の主な取組・実績					
事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	
○文化芸術や文化財の持つ魅力の発信					
安土城考古博物館の管理運営 (文化財保護課)	安土城考古博物館において城郭と考古をテーマとした魅力ある展示、普及啓発事業を通して滋賀の歴史・文化を発信	入館者数	44,343人	42,590人	↓
○文化財の保存・継承、活用の推進					
琵琶湖文化魅力発信プロジェクト 近江水と大地の遺産魅力発信事業 (文化財保護課)	琵琶湖と水にまつわる文化遺産「近江水の宝」や大地に刻まれた遺跡について、モデルルートを設定し探訪や講座等を開催	探訪・講座等実績	29回 2,180人	32回 2,129人	→
「千年の美つたえびと」づくり事業 (文化財保護課)	地域のリーダーとして文化財を守り、また県内の美術館等で来訪者に魅力を伝える人材として、「千年の美つたえびと」を養成する講座の開催	養成者数	174人	394人	↑
指定文化財保存修理等補助事業 (文化財保護課)	滋賀県文化財保存基金を活用し、文化財の所有者等が行う保存修理等の事業に対し助成	保存修理件数	27件	15件	↓

取組の成果と課題、今後の方向性

○文化芸術や文化財の持つ魅力の発信

・文化財の探訪や講座、説明会は、毎回、県内外から多数の参加を得ている。繰り返しの参加者も増加傾向にあり、また、同様の事業が地域で開催されるなど機会が増加し、地域の歴史や文化への理解と浸透や、観光資源としての活用を図ることができた。今後は、まだ活用できていない地域や文化財を主眼にさらに活用を深めていく必要がある。

・安土城考古博物館では、常設展、特別展、企画展の開催に加え、普及啓発事業として博物館講座や体験博物館、博学連携事業等の多彩な事業を実施し、安土城跡をはじめとした本県の歴史文化を学び、親しむ機会を提供できた。一方、入館者が減少しており、展示内容や事業についてのさらなる工夫や情報発信の強化に努める必要がある。

○文化財の保存・継承、活用の推進

・「千年の美つたえびと」養成講座では、平成26年から、仏教美術研究者、仏師（仏像制作技術者）、仏画制作者などの外部講師を招いて体験ワークショップを交えた講座を開始した。

着実に「千年の美」を学び伝える人材育成を進めることができしており、今後は文化財が所在する現地でのガイドモデル体験など、より実践的で応用しやすいプログラムを導入して充実化を図る必要がある。

・指定文化財保存修理等補助事業では、平成25年度に創設した「滋賀県文化財保存基金」を活用し、国指定・県指定文化財の保存修理等に対する支援を行った。計画的かつ適切な時期に保存修理等を実施できるように支援を行い、地域の文化財の保存を確実に進めるために、適切な基金管理に努める必要がある。

学識経験者の意見等

・国宝や重要文化財の指定数が全国第4位であることをより周知し、また学校においても滋賀の誇れる点として子どもたちに広められれば良い。

・学校で学習する日本史に影響を与えた滋賀の歴史を関連性を持たせた発信をすることで、発信の効果が上がり、より地域への関心が高まるのではないか。

基本目標達成に向けた
教育施策の3つの柱

3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

4 生涯学習の場の充実①

(1) 社会教育体制等の整備推進

県民の学びの欲求に応えることができるよう、各市町の公民館等における学習機会の充実に努めるとともに、社会教育関係団体や、高等学校、大学等と連携して学習機会の充実に努めます。

(2) 学習情報提供・学習相談の充実と地域で実践する生涯学習社会づくり

県民の生涯学習を支援するため、一層、講座情報の収集や未登録団体へ情報提供を働きかけることで「におねっと」の内容充実を図るとともに、利便性の向上を図ります。
また、生涯学習の推進を図るため、公民館、図書館などの地域にある身近な所で、主体的に学習活動が行える、学びの場づくりを支援します。

(4) 学びの成果を社会に生かす仕組みづくり

県民がボランティア等として学びの成果を生かせるよう、福祉や環境等の分野や、学校支援活動、社会教育施設等における活動の機会提供の充実を図ります。
また、生涯学習を行う人々が、学びを通じて多くの人とつながり、学びがより豊かなものになるよう、交流や情報交換の場づくりを支援します。

施策の取組状況

● 成果指標等		H26実績	H26目標	評価	
25	「におねっと」の講座情報登録数	1,960件	1,950件	○	
● 施策の主な取組・実績					
事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	
○ 社会教育体制等の整備推進					
「しが☆まなび☆発見！」開催事業 (生涯学習課)	企業・団体・行政等の機関が連携し、「人と人がつながる 子どもの育ち応援広場」をテーマに、様々な学びや体験の機会をワンストップで提供 実施会場：大津、米原	参加者数	4,500	3,750	↓
淡海生涯カレッジ開設事業 (生涯学習課)	大学・高等学校・公民館等の連携により広域的で体系的な学習機会を提供	受講者数 (修了者数)	125 (97)	151 (105)	↑
高等学校等開放講座開設事業 (生涯学習課)	高等学校等の有する人的・物的教育資源の活用により、開かれた学校づくりと県民への学習機会の提供を推進	講座開設数	4	3	↓
○ 学習情報提供・学習相談の充実と地域で実践する生涯学習社会づくり					
「しが生涯学習スクエア」の運営 (生涯学習課)	・生涯学習の総合的な窓口として、県民の主体的な学習を支援する「しが生涯学習スクエア」を運営(県庁新館2階) ・生涯学習推進員を配置し、学びの場や学習プログラムに関する相談業務等を実施	教材貸出数	642	592	↓
		学習相談数	937	811	↓
学習情報提供システム「におねっと」の整備充実 (生涯学習課)	インターネットによる学習情報提供システム「におねっと」を整備・充実	講座情報数	1,859	1,960	↑

事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	
○学びの成果を社会に生かす仕組みづくり					
淡海ネットワークセンター支援事業 (県民活動生活課)	地域づくり、福祉、環境等の様々な分野における県民の自主的な社会的活動を支援する淡海ネットワークセンターへの支援	淡海ネットワークセンターホームページアクセス件数	46,839件	43,928件	↓

取組の成果と課題、今後の方向性

○社会教育体制等の整備推進

・多様化、高度化する県民の学習ニーズに応えるべく、身近な社会教育施設、県立学校、大学等の多様な学習機関が連携し、体系的な学習機会を提供する「淡海生涯カレッジ」を平成25年度は県内5つの地域で開設し、125名の方に受講いただいた。ただし、近年応募者が減少している地域もあり、プログラムの改善や広報活動の強化を行った結果、平成26年度は県内で151名の方に受講いただいた。今後も、効果的な広報活動に努めるとともに、地域の社会教育団体や県内大学等、多様な教育機関とのネットワークを強化し、学んだことを生かし、つながる体制整備を進めていく必要がある。

○学習情報提供・学習相談の充実と地域で実践する生涯学習社会づくり

・滋賀県学習情報提供システム「におねっと」は、いつでも、どこでも、だれでもが情報を得ることができるツールとして、平成25年度は約318万件のアクセスがあった。平成26年度も県内で開催される講座やイベントの情報を1,960件掲載し、約408万件のアクセスがあった。また、「しが生涯学習スクエア」では、生涯学習推進員を配置し、様々な学習相談への対応および視聴覚教材の貸出等を行い、県民に対する学習支援に努めた。地域での学習に効果的に活用できる視聴覚教材であるが、近年の再生機器の変化に伴い、VHS教材の貸出が減少しており、DVD教材を充実させる必要がある。今後は、これまでの貸出数が多い教材や分野を中心にVHSからDVDへ切替え、計画的に整備を図っていく。

○学びの成果を社会に生かす仕組みづくり

・これまで「淡海生涯カレッジ」では、学びの成果を地域で生かしていただくため、修了者が大学で学び直し、環境学習支援士として地域で活動できる仕組みや、湖の子サポーターや琵琶湖博物館の「はしかけ」制度、実施地域でのボランティア活動についての情報提供を行ってきた。平成26年度についても同様の情報提供を行ったが、実際の活動状況については正確に把握できていない。今後は、これまでの修了生を対象に学習成果の活用状況等を問うアンケート調査を実施するなど、その結果をふまえ、学びの成果を身近な地域や社会に生かせる仕組みの構築を図る必要がある。

学識経験者の意見等

- ・淡海生涯カレッジなど特色ある取り組みを通じて、地域の公民館等の活性化を図ることも課題である。
- ・地域の公民館のあり方が変化する中で、新たな視点で学習機会の充実・学習情報の周知等の支援にさらに取り組みを進めていく必要がある。

基本目標達成に向けた
教育施策の3つの柱

3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

4 生涯学習の場の充実②

(3) 読書環境の整備と読書活動の推進

県民の主体的な学びを推進するために、読書環境の充実や読書活動の推進を図ります。特に、子どもが読書意欲を高め、読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの読書活動を推進します。

施策の取組状況

●成果指標等		H26実績	H26目標	評価	
26	県立図書館に来館する利用者数	248,074人	256,500人	△	
●施策の主な取組・実績					
事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	
○読書環境の整備と読書活動の推進					
子ども読書活動 推進協議会の開催 (生涯学習課)	「滋賀県子ども読書活動推進計画」等に基づき、子どもの読書活動の推進のための方策の検討・情報交換等を実施	協議会の開催数	1回	2回	↑
子ども読書活動 啓発冊子の作成・配布 (生涯学習課)	子ども読書活動啓発冊子の作成・配布 (乳幼児保護者向け・小学校下学年向け・ 小学校上学年向け・中高生世代(YA)向け啓発冊子を作成・配布)	冊子作成 配布物を実施 乳幼児保護者向け：全乳幼児 小学下学年用：小学1年全クラス 小学上学年用：小学4年全クラス 中・高校用：中学1年全クラス	18,700冊	18,600冊	→
高校生読書率向上プロジェクト (生涯学習課)	高校生による「ビブリオバトル」の普及・啓発を行い、高校生の読書率の向上を図る	県内高校へのビブリオバトル指導者派遣の実施実績	10校のべ12回	7校7回	↓
子ども読書学習講座 (生涯学習課)	子ども読書にかかわる人を対象とした読書活動への理解やスキルアップを図る講座を開催	講座開催実績	4回	4回	→

事業名 (所管課)	事業概要	実績			推移 (H25→ H26)
		項目	H25	H26	
地域連携による 学校図書館活性化 ワークショップ 事業 (生涯学習課)	県公共図書館協議会と連携し、学校・図書館・読書ボランティアの連携・支援の方策についてワークショップ方式での研修・実習を実施	ワーク ショップ 方式での 研修・学 習実施実 績	4校	6校	↑

取組の成果と課題、今後の方向性

○読書環境の整備と読書活動の推進

・読書活動の推進の結果、本県児童生徒の読書率は全国平均よりも高い数値を示している。しかし、全国的な傾向と同じく学年が上がるとともに読書率が低下している。特に、読書率が低くなる高校生の現状を踏まえ、時間的余裕がなくなり、様々な活動に興味・関心が広がる特徴を押さえ読書の啓発を推進する必要がある。わずかな時間でも読書を楽しむ習慣の形成や、本を読みたくなるような情報の提供が必要である。

・高校生ビブリオバトルについては、高校訪問を行うことで県大会への参加や補助者派遣の認知はすすんでいるものの実践には至っていない。引き続き高校へ働きかけながら、読書活動の推進につなげていく必要がある。

・子ども読書活動啓発冊子については、乳幼児への読み聞かせ、小・中学生への授業など、子どもの発達段階に応じた活用がなされており、図書情報の更新など継続的な見直しを行いながら、子どもや保護者へ引き続き啓発および情報提供に努めていく必要がある。

・子どもの自主的な読書活動を支援するための環境整備として、県立図書館のサービスの充実および市町立図書館への支援の更なる充実、教職員や読書ボランティアの研修、司書教諭や学校司書等との連携が求められる。引き続き研修講座の実施とともに、今後は学校図書館と市町立図書館の連携強化を図ることや、学校図書館を活用した授業の推進や学校図書館の機能の充実に努める必要がある。

学識経験者の意見等

・公共図書館や学校図書館のネットワークの強化を通じて、青年期の読書活動を盛んにする必要がある。

・メディアとしての本や雑誌、新聞がデジタル化する中で、数十年後の図書館像に向けたビジョン構築が必要である。

・将来社会に出た時の表現力、説得力、理論構築力は子どもの頃の国語勉強や読書に起因すると考えており、読書を推進する活動の継続強化を希望する。また、グローバル人材育成にむけた英語力の向上も、まずは日本語力が必要であり、それを養うのは読書であると考えている。

3 第2期滋賀県教育振興基本計画の成果指標・事業目標の進捗状況

指標・事業	(H24実績) (策定時実績)	(H25実績)	H26実績	H26目標 (策定時目標)	H30目標 (策定時目標)	評価区分		所管
						H26	評価と課題	
1. 子どもたちのたくましく生きる力を育む								
1 「確かな学力」を育む								
1 教員が授業中の働きかけや子どもの学習活動を分析し、相互に研修する回数	小学校 17.3% 中学校 6.8%	小学校 21.0% 中学校 6.6%	小学校 24.0% 中学校 14.6%	小学校・中学校とも 80%	小学校・中学校とも 80%	△		学校教育課
2 「国語の授業の内容がよく分かる」と回答した児童生徒の割合	小学生 36.6% 中学生 15.3%	小学生 30.7% 中学生 18.6%	小学生 30.4% 中学生 17.5%		小学生 40% 中学生 30%	△		学校教育課
3 放課後を利用した補充的な学習サポートを実施する小学校の割合	3%	5.2%	27.3%	18%	30%以上	○		学校教育課
4 不読者（月に1冊も本を読まない児童生徒）率	小学生 3.5% 中学生 17.2% 高校生 41.8%	小学生 3.1% 中学生 15.9% 高校生 43.2%	小学生 2.4% 中学生 13.9% 高校生 44.5%	小学生 3.2% 中学生 14.0% 高校生 38.0%	小学生 2.0% 中学生 10.0% 高校生 30.0%	△		生涯学習課
2 「豊かな心」を育む								
5 「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	小学生 78.0% 中学生 64.2%	小学生 76.9% 中学生 64.1%	小学生 77.3% 中学生 64.1%		小学生 83% 中学生 70%	△		人権教育課
6 人権教育において「参加・協力・体験」的な学習を行っている学校の割合	84%	96%	99.2%		100%	○		人権教育課
7 主体的に文化芸術活動に取り組む高校生	24.4%	25.4%	26.3%	26.4%	27.4%以上	△		学校教育課

指 標・事業	(H24実績) (策定時実績)	(H25実績)	H26実績	H26目標 (策定時目標)	H30目標 (策定時目標)	評価区分		所 管
						H 2 6	評価と課題	
3 「健やかな体」を育む								
8 小学校10分間運動の実践校数	—	—	18校	19校	全小学校 (227校)	△	拠点校による実践報告集および実践DVDを作成し、全小学校に配布する。また、滋賀県体育授業力向上委員会にて検討を重ね、実践校の拡大を図る。	スポーツ健康課
9 子ども体力向上授業実践交流に参加する小学校教員数	—	268人	279人	230人	230人	○	今後も、体育科を研究教科としない教員を対象に、小学校体育連盟とも連携して授業実践交流を実施すること、体育科の授業力向上を図る。	スポーツ健康課
10 中・高等学校教員の運動部活動指導者研修会受講者数(累計)	—	345人	335人 (累計680人)	600人	1,800人	○	運動部活動を指導している教員(顧問)を対象に、生徒との関わり方や体罰根絶を含めた適切な指導と管理運営等について研修を実施することで、指導力向上を図ることができた。今後も継続して取り組んでいく。	スポーツ健康課
4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む								
11 県内公立登録博物館を学校教育で訪れた県内小・中学校の児童生徒数	24,807人	23,497人	23,789人	25,300人	27,300人	△	博覧運搬をさらに強化し、学校教育の一環として博物館を訪れる小・中学校児童生徒数の増えに取組む必要がある。	文化財保護課
5 共生社会に向けた多様なニーズに対応する教育の推進								
12 「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合	小学生 74.8% 中学生 66.0% 高校生 32.3%	小学生 81.1% 中学生 72.2% 高校生 40.8%	小学生 85.3% 中学生 77.1% 高校生 49.9%	小学生 85% 中学生 75% 高校生 45%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 80%	○	小中高等学校ともに、目標値以上の実績をあげることは、引き続き作成率の向上と指導計画の活用促進を徹底する必要がある。また、高等学校については、引き続き専門家を派遣し、具体のケース検討を含めた、作成率向上の取組を推進する必要がある。	学校支援課
13 「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合	小学生 36.3% 中学生 32.6% 高校生 11.6%	小学生 42.3% 中学生 41.2% 高校生 18.8%	小学生 46.1% 中学生 45.3% 高校生 26.3%	小学生 45% 中学生 45% 高校生 25%	小学生 80% 中学生 80% 高校生 50%	○	小中高等学校ともに、目標値以上の実績をあげることは、十分に理解し、障害の状況を把握する力を持つよう引き続き指導する必要がある。また、作成率向上のためには、保護者の協力や医療、福祉といった関係機関との連携が重要であり、関係への働きかけを強化する必要がある。	学校支援課

指標・事業	(H24実績) (策定時実績)	(H25実績)	H26実績	H26目標 (策定時目標)	H30目標 (策定時目標)	評価区分		所管
						H26	評価と課題	
6 多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進								
14 特別支援学校高等部卒業生の就職率	17.5%	25.0%	22.7%	22.5%	28%	○	平成28年度卒業生は3月末時点で22.7%となり、目標を達成したが、平成29年度卒業生の全国平均値は28.4%であり、その値も年々上昇していること等を踏まえると、これまで以上に生徒が就労への目標と意欲を持って学習に向かう仕組みづくりを急ぐ必要がある。	学校支援課
2. 社会全体で子どもの育ちを支える								
2 教職員の教育力を高める								
15 「法習の教師塾」の卒業生による全課程の評価	96%	100%	100%	100%	100%	○	充実した講座を実施することができている。今後は、塾生の拡大に一層努めるとともに、教員志望者のすそ野を広げるための方策を一層推進していく必要がある。	教職員課
16 総合教育センターの行う小・中学校、市町教育委員会への出張支援	44%	48.7%	61.1%	50.0%	50.0%	○	当初目標よりも、多数の学校への支援が実施できた。今後より多くの学校に幅広く支援を行うため広報に努めるとともに継続して取り組む。	総合教育センター
3 安全・安心な学校・地域をつくる								
17 県立学校施設の耐震化率	77.2%	82%	88%		【H29目標】 100%	○	予定していた工事は概ね完了している。平成29年度の耐震化完了の目標に向けて、今後も着実に取り組んでいく。	教育総務課
18 学校防災委員会を年間3回以上開催した小・中・県立学校の割合	50%	50%	小学校 56% 中学校 39% 高等学校 21% 全体 46%	50%	100%	△	防災教室指導者講習会等において、各校の学校防災コーディネーターを中心として学校防災委員会を学校安全計画に年3回の位置付けを周知し、計画的かつ確実に開催されるよう指導する。	スポーツ健康課
19 いじめの認知件数に占める解消しているものの割合	91.5%	95.1%	集計中	100%	100%	—	※集計中	学校教育課
4 子育て環境支援の充実を図る								
20 家庭教育協力企業協定(しがらみ)の締結企業・事業所数	1,249社	1,280社	1,354社	1,285社	1,345社	○	協定締結企業・事業所数は年々増加している。各企業・事業所の特色ある取組を発掘し、取組の質を向上させていく必要がある。	生涯学習課

指標・事業	(H24実績) (策定時実績)	H26実績	H26目標 (策定時目標)	H30目標 (策定時目標)	評価区分		所管
					H26	評価と課題	
5 社会全体で子どもを育てる環境をつくる							
21 全ての小・中学校区域において、中学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を持つ学校の割合	44%	51%	60%	100%	△	増加方向であるが、目標値には届いていない。実施の有無は市町の判断によるところが大きい。体制づくりの意義や効果について周知・啓発を進めていく。	生涯学習課
22 学校支援ダイヤレクターがコアダイヤレクターとして、「学校支援メニュー」に係る連携授業を実施した学校の割合	36%	47%	40%	60%	○	学校支援ダイヤレクターが果たす役割は大きく、コアダイヤレクターの充実だけでなく、一層の発信や啓発の充実にも努めていく。	生涯学習課
3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する							
2 健康づくりと生涯スポーツの振興							
23 県内総合型地域スポーツクラブで指導する有資格者数(累計)	271人	236人	471人	871人	△	地域スポーツ指導者研修会の開催等に加え、今後は研修会の実施回数を増やすなど、総合型地域スポーツクラブに携わる方々が指導者資格をとっていただくきっかけづくりにさらに努めていく。	スポーツ健康課
3 魅力ある文化の振興と歴史文化に親しむ機会の充実							
24 「千年の美つたえび」との養成者数(累計)	— (25年度開始)	394人	300人	1,000人	○	着実に「千年の美」を学び伝える人材育成を進めることができている。今後は文化財が所在する現地のガイドモデル体験など、より実践的で応用しやすいプログラムを導入して充実を図る必要がある。	文化財保護課
4 生涯学習の場の充実							
25 「におねっと」の講座情報登録数	1,848件	1,960件	1,950件	2,100件以上	○	講座を充実させるための業務量が増加しており、講座主体者が直接情報を入力できる仕組みの活用を促していく必要がある。	生涯学習課
26 県立図書館来館者数	254,000人	248,074人	256,500人	266,500人	△	図書館の利用拡大に向けた様々な取組を行っているが、県民の読書意欲に応えることができるように、読書環境のさらなる充実に努める。	図書館

※○…H26年度目標達成(H26年度目標を定めていない場合、H25年度から数値が改善している。)
△…H26年度目標未達成(H26年度目標を定めていない場合、H25年度から数値が改善していない。)
—…実績なし

